

2025年度版 とうきゅうグループ団体保険制度

ルーキーズ セレクトプラン

POINT
充実した
保障(補償)

POINT
お手頃な
保険料

お申込みは

2025年

4月1日(火)～4月11日(金) まで

とうきゅうグループの団体保険を、
もっと上手に使ってほしいから。

同じとうきゅうグループで働く従業員として、福利厚生制度の
「活用術」「ベストプラン」を、ぜひ一緒に考えさせてください。

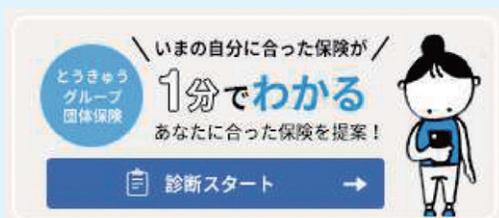
Webで見る「とうきゅうグループ団体保険」

通勤中などスキマ時間を活用して見てみてください！



一般の保険にない
「団体保険」の強みとは？

コラムをみる



特設サイトは
コチラ！



東急



東急保険コンサルティング

目次

1. はじめに ～知っておきたい!とうきゅうグループ団体保険のポイント～	P3
2. ルーキーズセレクトプラン (一覧)	P7
3. おすすめモデルプラン ●1つからでも、組み合わせでも選べます●	P9
4. もしものために、月々少しずつ、で備えを。	P11
5. ◎大切なお知らせ 申込方法について	P13
6. 記入要領 日本生命加入申込書	P17
7. 記入例 アフラック加入申込書	P19
8. 記入例 あんさんぶる加入申込票	P21
9. チェックオフなびのご案内	P23
10. お問い合わせ先	P25
11. 商品案内	
生命保険【団体定期保険】	P27
医療保険【総合医療保険(団体型)】	P33
3大疾病保険【3大疾病保障保険(団体型)】	P39
あなたによりそうがん保険 ミライト	P55
医療保険 REASON	P57
団体総合生活補償保険(標準型)【あんさんぶる】	P59
12. とうきゅうグループ団体保険制度会社別加入一覧	P69

東急(株)がグループ会社も含めて団体保険制度を整備しています。

団体保険制度は、東急保険コンサルティング(株)が事務委託を受けて運営しています。



ご入社おめでとうございます!
これからの社会人生活が
ずっと素敵な毎日でありますように。
私たちからの応援プランです!

東急グループでは、福利厚生サービスの一環として、
様々なリスクに備える保険を「とうきゅうグループ団体保険制度」
として用意しています。

保険は、自分の人生において”きっかけ”がないと
なかなか考えないかもしれません。

今から考えることのメリットもあるので、
これからご紹介していきます。

この機会に保険について考えてみてください!



団体保険は、
みなさんが安心して働いていくための
強い味方です。

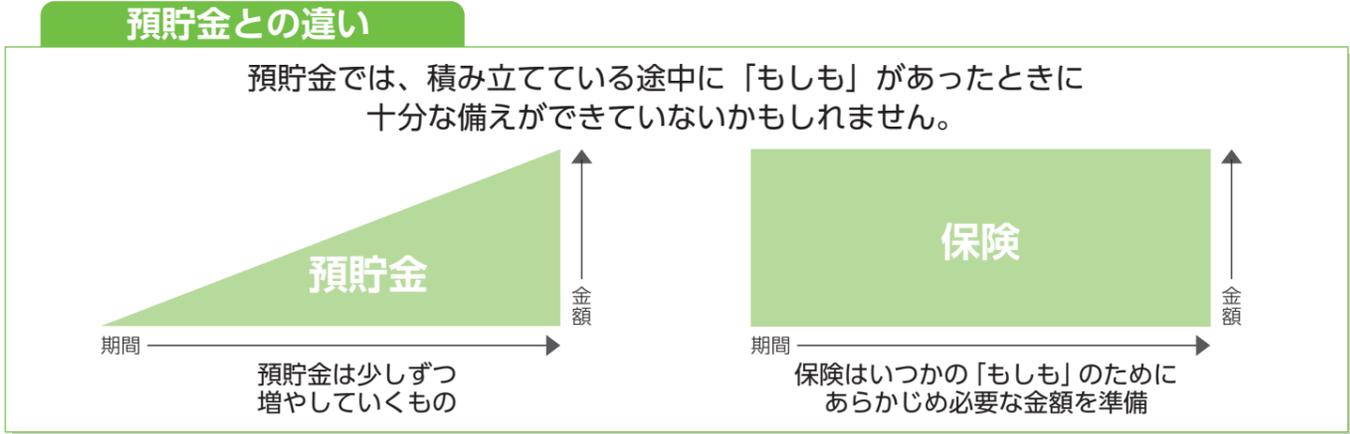
そのワケは…?

- Point1  充実した保障 (補償)
- Point2  お手頃な保険料
- Point3  給与控除で支払いがラク!
- Point4  東急グループの制度という安心感

いま、加入をおすすめする理由は…?

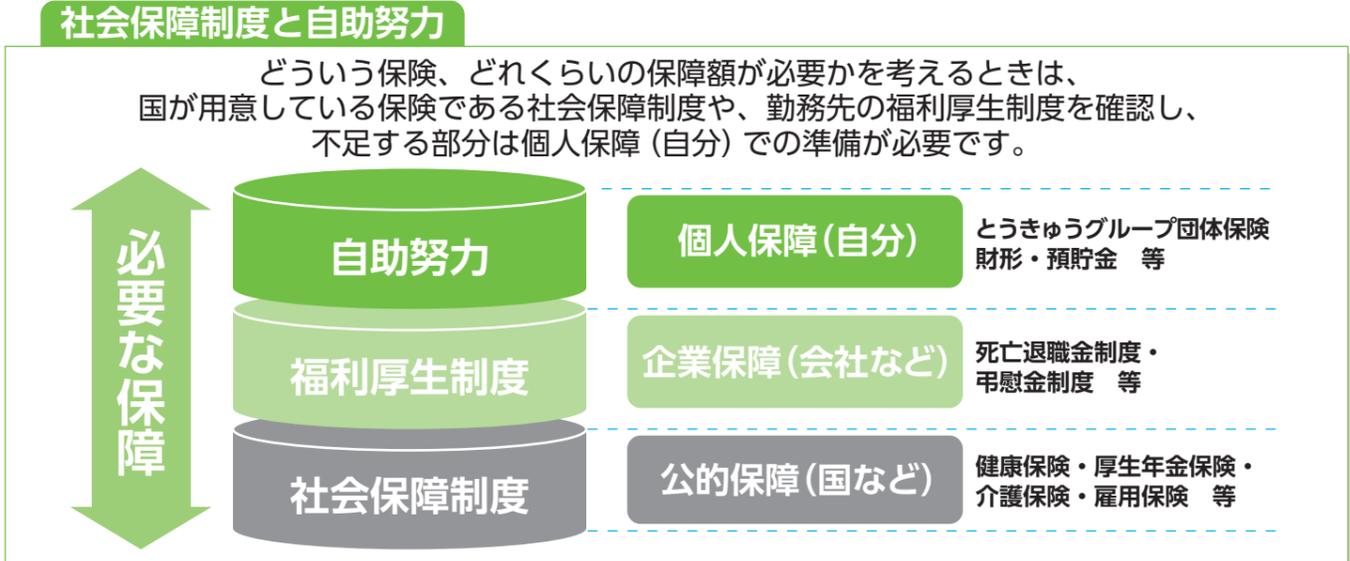
保険加入には条件があります。
健康診断で指摘されたり、病気やケガをしてからでは
思うように保険に入れないかも…?
だから、健康なうちに加入することをおすすめしています!

まめ知識 団体保険とは



いつ起きるかわからない「もしも」
起きたときのダメージが大きい「もしも」

経済的な不安に備え、安心して生活していくために「保険」があるのです。



まめ知識まとめ

1. 保険は、みんなで助け合うもの

2. 預貯金だけでは、
もしもの時に間に合わないかも

3. 間に合わない部分は、
とうきゅうグループ団体保険で準備を。

団体保険を活用するときの、大事なポイントは?

ライフスタイルに合ったプランニング。

例えば独身生活なら…、
死亡保障は最低限にして、
自分の生活のために
医療保障や賠償補償を重視することをおすすめしています!

新入社員のみなさま向けに、
おすすめプランを用意しました!

それでは、さっそく見てみましょう!

ルーキーズセレクトプランを見る P7へ

どう保険が役に立つかを見る P11へ

保険の相談はどうすればいい?

●当社ホームページ内フォームでのお問合せ



お問合せフォームへ遷移します。

●電話でのお問合せ



左記の二次元コードを読み取った
後に表示される電話番号をタップし
てください。



ルーキーズセレクト プラン (一覧)

● 1つからでも、組み合わせでも選べます。

どんなとき、どんな保険がいい?	おすすめの保障(補償)額は?	保障(補償)開始日はいつから?	給与控除はいつから?	記入例	商品内容	おすすめのモデルプランは??
 生命保険 商品名: 団体定期保険 死亡または所定の高度障がい状態になられた場合の保障です。	200万円	令和7年 7月1日	令和7年 6月	P17	P27	次のページでおすすめのモデルプランを見てみよう!
 医療保険  更新型 商品名: 総合医療保険(団体型) ケガや病気等による入院・手術等の保障	(病気・けが) 入院給付金日額 5,000円 など	令和7年 7月1日		P17	P33	
 医療保険  終身型 商品名: 医療保険 REASON ケガや病気等による入院・手術に備える一生涯の保障(一部の特約は除きます。)	(病気・けが) 治療給付金額 10万円 入院・通院給付金日額 5,000円 など	令和7年 6月1日		P20	P57	
 傷害保険 商品名: あんさんぶる 事故によるケガ・賠償責任等への備え	ケガ通院日額 2,000円 日常生活賠償 3億円限度 など	令和7年 7月1日		P21	P59	
 がん保険 商品名: あなたによりそוגん保険 ミライト 幅広い保障で経済的負担をサポートする保障	診断給付金額 50万円 入院・通院給付金日額 5,000円 など	令和7年 9月1日		P19	P55	
 3大疾病保険 商品名: 3大疾病保障保険(団体型) がん・急性心筋梗塞・脳卒中への備え	100万円	令和7年 7月1日		P17	P39	

お申込みは4月11日 (金)まで!(必着)

おすすめモデルプラン ●1つからでも、組み合わせでも選べます●

最低限の備え 新社会人として最低限のリスクに備える

保険種目	保障(補償)プラン	月額保険料(22歳)		記入例
		男性	女性	
死亡 生命保険 商品名:団体定期保険	200万円	136円 ^{※1}	92円 ^{※1}	P17
医療 医療保険 終身型 商品名:新しい形の医療保険 REASON	(病気・ケガ) 治療給付金額 5万円 入院・通院給付金日額 5,000円 総合先進医療特約	1,553円 ^{※2}	1,998円 ^{※2}	P20
ケガ 団体総合生活補償保険(標準型) 商品名:あんさんぶる	ケガ通院日額 2,000円 日常生活賠償 3億円限度 など	920円		P21
合計月払保険料(概算)		2,609円	3,010円	

医療充実プラン 病気・ケガの自己負担をしっかりカバー

保険種目	保障(補償)プラン	月額保険料(22歳)		記入例
		男性	女性	
死亡 生命保険 商品名:団体定期保険	200万円	136円 ^{※1}	92円 ^{※1}	P17
医療 医療保険 終身型 商品名:新しい形の医療保険 REASON	(病気・ケガ) 治療給付金額 10万円 入院・通院給付金日額 5,000円 総合先進医療特約	2,048円 ^{※3}	2,548円 ^{※3}	P20
ケガ 団体総合生活補償保険(標準型) 商品名:あんさんぶる	ケガ通院日額 2,000円 日常生活賠償 3億円限度 など	920円		P21
合計月払保険料(概算)		3,104円	3,560円	

幅広いリスクに保険で備えたい人に! がん保険でがんの治療や通院に備える

保険種目	保障(補償)プラン	月額保険料(22歳)		記入例
		男性	女性	
死亡 生命保険 商品名:団体定期保険	200万円	136円 ^{※1}	92円 ^{※1}	P17
医療 医療保険 更新型 商品名:総合医療保険(団体型)	(病気・ケガ) 入院給付金日額 5,000円	1,010円 ^{※1}		P17
ケガ 団体総合生活補償保険(標準型) 商品名:あんさんぶる	ケガ通院日額 2,000円 日常生活賠償 3億円限度 など	920円		P21
がん がん保険 商品名:あなたによりそがん保険 ミライト	診断給付金額 50万円 入院・通院給付金日額 5,000円 治療給付金額 5万円 がん先進医療・患者申出療養特約	1,524円 ^{※4}	1,579円 ^{※4}	P20
合計月払保険料(概算)		3,590円	3,601円	

更新型

と

終身型

の違いってなに?

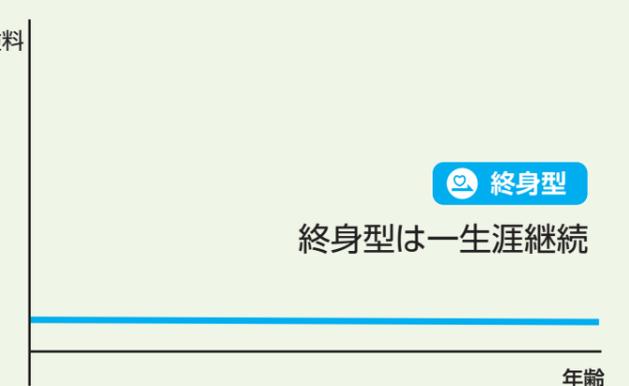
- 更新型とは
保険料が年齢に応じて上がり、一定期間の保障を確保します。一定期間の保障を備えたい人におすすめです。

<イメージ図>



- 終身型とは
保障は生きている限り一生涯保障され、保険料も一部を除き変わりません。一般的に若いうちに加入された方が保険料が安のまま継続できます。生きている間は安心して医療費に備えたい人におすすめです。

<イメージ図>



※1 【生命保険・医療保険】 死亡保険金額(高度障がい保険金額):200万円、入院給付金日額:5,000円/日
上記については確定保険料です。ただし、保険料は毎年の更新日に再計算し適用します。
詳細については、P27、P33「保障額と保険料」をご確認ください。

※2 医療保険 REASON(基本プラン) 治療給付金額5万円(支払限度の型:1カ月型)
入院・通院給付金日額5,000円 定額タイプ 総合先進医療特約付き
団体取扱 三大疾病保険料払込免除特約なし
保険料払込期間:終身(総合先進医療特約は10年更新) 2025年3月17日現在

※3 医療保険 REASON(充実プラン) 治療給付金額10万円(支払限度の型:1カ月型)
入院・通院給付金日額5,000円 定額タイプ 総合先進医療特約付き
団体取扱 三大疾病保険料払込免除特約なし
保険料払込期間:終身(総合先進医療特約は10年更新) 2025年3月17日現在

※4 あなたによりそがん保険ミライト(基本プラン) 診断給付金額50万円
入院・通院給付金日額5,000円 治療給付金額5万円 がん先進医療・患者申出療養特約付き
がん診断保険料払込免除特約なし 定額タイプ 団体取扱 解約払戻金無型 保険料払込期間:終身
(がん先進医療・患者申出療養特約は10年更新) 2025年3月17日現在

もしものために、月々 少しずつ、で備えを。



葬儀費用合計の平均 **191万円!** ※1

これ、負担するのはきっとあなたの大切な人。

生命保険を使って、少しの負担で準備してみよう!

死亡保険金額(高度障がい保険金額) 200万円(22歳)の場合、
月々 **男性 136円** **女性 92円**

※1 出典:(株)ユニクエスト調べ



自転車事故の高額賠償判決は **9,521万円**の事例も!

(神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)

3億円まで補償できる、賠償責任補償があります!(日常生活賠償特約)

日常生活のケガにも備えておこう!



傷害保険とオプションのセットで、月々 **920円**



直近の入院時の自己負担費用の平均は約 **20万円!** (過去5年間) ※2

[治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高度療養費制度を利用した場合は利用後の金額]

地方自治体の助成により、医療費が軽減される場合があります。

地方自治体の助成例(東京都世田谷区「子ども医療費助成制度」)の場合		
対象期間	助成内容	所得制限
0~18歳到達後 最初の年度末	●保険診療の自己負担分 ●入院時の食事の自己負担分	なし

※3

医療保険で準備しておこう!
総合医療保険(団体型)で備えと、

入院給付金日額 5,000円(22歳)の場合、
月々 **1,010円**

身近な給付事例は…?

胃潰瘍で入院 15日、かつ入院中に手術した場合
給付額の合計: **20万円**

※2 出典:(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」

※3 助成は自治体により異なります。詳しくは管轄の自治体にご確認ください。
2023年12月現在 出典:世田谷区ホームページ「子ども等医療費助成制度」



がんの治療費の総額は、治療期間が **2年以上**の場合、平均 **109.8万円** ※5

あなたによりそうがん保険 **ミライト**で準備!

診断給付金額 50万円
入院・通院給付金日額 5,000円 の場合、 ※6
がん先進医療・患者申出療養特約

月々 **男性 22歳 1,524円** **女性 22歳 1,579円**

身近な給付事例は…? ~入院・通院給付金日額 5,000円での給付事例~

初めてがん(大腸がん)と診断され、検査などのために2日間通院。その後、15日間*の入院中に大腸の切除術を受けた。翌月から、抗がん剤治療を通院で6か月間受けた(実際の通院日数は点滴で抗がん剤を投与する8日)。*入院日数は厚生労働省「令和5年患者調査」より

給付金額の合計: **97.5万円**

<給付金内訳>診断給付金 50万円、通院給付金(5,000円×10日) 5万円、入院給付金(5,000円×15日) 7.5万円、治療給付金(治療を受けた月ごとに5万円×7か月) 35万円 ※7

※記載の受取例は一例です。治療内容によっては給付内容が異なる場合があります。

※5 上記の治療費は、治療にかかった費用のうち、公的医療保険対象となった費用と公的医療保険対象外の費用を合算したものです。なお、公的医療保険対象となった費用は、高度療養費制度を利用した後の自己負担額となっています。

※6 あなたによりそうがん保険 **ミライト**(基本プラン) 診断給付金額 50万円 入院・通院給付金日額 5,000円 治療給付金額 5万円 がん先進医療・患者申出療養特約付き がん診断保険料払込免除特約なし 定額タイプ 団体取扱 解約払戻金無型 保険料払込期間:終身(がん先進医療・患者申出療養特約は10年更新) 2025年3月17日現在

※7 治療給付金:ホルモン療法のみの場合(2.5万円)

◎大切なお知らせ 申込方法について

以下Step1～5の手順に沿って申込書をご記入ください!

今回、**団体保険**にご加入されない方は、**Step3** からご確認ください。

※加入率算出と意向確認のため、ご加入の有無に関わらず申込書類の全員提出にご協力をお願いいたします。

Step1 ご希望商品の商品概要ページを確認



商品内容のご説明ページをご一読ください。
分からないことがあれば、P25のお問合せ先まで
ご連絡をお願いいたします!

Step2 重要事項説明書を確認

申込書に記入いただく前に必ず重要事項説明書をご一読ください。
以下4商品に関しては、二次元コードをお読み取りのうえ、重要事項説明書をご確認ください。
重要事項説明書はダウンロードのうえ加入者ご自身の端末へ保存または印刷してください。
アフラック医療保険・がん保険については、別添の「お申込みいただく前に」という冊子を御覧ください。

<p><重要事項説明書></p> <p>生命保険 商品名: 団体定期保険</p> 	<p><重要事項説明書></p> <p>医療保険更新型 商品名: 総合医療保険(団体型)</p> 
<p><重要事項説明書></p> <p>3大疾病保険 商品名: 3大疾病保障保険 (団体型)</p> 	<p><重要事項説明書></p> <p>傷害保険 商品名: あんさんぶる(*)</p> 

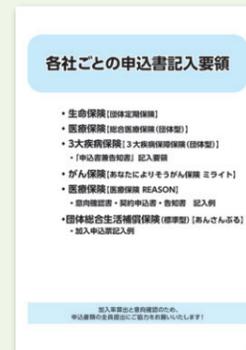
(*)このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項(「契約概要」)や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項(「注意喚起情報」)等は、右記二次元コードに掲載しています。なお、PDFファイルでの提供を希望されない、あるいはPDFファイルが閲覧できない場合は、代理店・扱者までお問合せください。

Step3 申込書をご用意ください。



「申込書のご提出に関するご案内」の中に
申込書が挟まれております。

Step4 記入要領に沿って申込書の記入をお願いいたします。



P17～P22に各商品の申込書記入要領を
記載しています。
記入要領を確認しながら進めてください。

Step5 同封の返信用封筒にてご提出ください。



加入率算出と意向確認のため、申込書類の全員提出に
ご協力をお願いいたします。
ご提出方法は、お勤め先の人事様へご確認ください。

※申込書返送期限：
4/11(金) 東急保険コンサルティング(株) 必着

各社ごとの申込書記入要領

- **生命保険**【団体定期保険】
- **医療保険**【総合医療保険(団体型)】
- **3大疾病保険**【3大疾病保障保険(団体型)】
 - 「申込書兼告知書」記入要領
- **がん保険**【あなたによりそうがん保険 ミライト】
- **医療保険**【医療保険 REASON】
 - 意向確認書・契約申込書・告知書 記入例
- **団体総合生活補償保険(標準型)**【あんさんぶる】
 - 加入申込票記入例

加入率算出と意向確認のため、
申込書類の全員提出にご協力をお願いいたします！

各社ごとの申込書記入要領

生命保険
[団体定期保険]

医療保険
[総合医療保険(団体型)]

3大疾病保険
[3大疾病保障保険(団体型)]

「申込書兼告知書」記入要領

- ご加入の申込みをされる方は、「申込書兼告知書」を勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口へご提出ください。
- 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。
- 重要書類につき、文字が消せるペンは使用しないでください。

注 ご記入の内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもので、まめ印不可)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

お問合せ先
東急保険コンサルティング(株) リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム
TEL:0120-953-809(フリーコール)
【営業時間】弊社ホームページをご確認ください。
(土日祝・年末年始および5月1日は休業)

<https://www.tokyu-hoken.co.jp/>

とうきゅうグループ団体定期保険(生命保険) 3大疾病保障保険(団体型) 総合医療保険(団体型)

日本生命保険相互会社 行 申込書兼告知書 1 ニッセイ用 No. 000003

東急株式会社

裏面をご確認のうえ、以下に記入ください。

会社コード 所属コード 社員番号 申込日(告知日) 申込締切日 効力発生日

記入不要 0 0 0 0 0 1 2 3 4 5 0 7 0 4 0 8 令和 7 4 1 1 令和 7 7 1

被保険者氏名(カタカナで記入ください) 性別 生年月日 (告知印)

本人 トウキョウ ゴロウ 1 4 1 0 0 7

死亡保険金の受取人を指定する欄です。必ず記入してください。
※続柄コードは右ページか「申込書兼告知書」の裏面をご参照ください。

氏名(カタカナで記入ください) 続柄コード 人数

死亡保険金受取人 トウキョウ タロウ 3 1

指定代理請求人 トウキョウ タロウ 3

注 本人の代わりに保険金を請求できる人を指定する欄です。
※詳細はP44の「指定代理請求人によるご請求」をご参照ください。

団体定期保険 0101 死亡保険金受取人 シュタリヒホクンシヤ 1 1

3大疾病保障保険 0111 死亡保険金受取人 シュケイタクノヒホクンシヤ 1 1

総合医療保険 0201 入院給付金日額 5 0 0 0 0

被保険者氏名(カタカナで記入ください) 性別 生年月日 (告知印) 未成年のときは、親権者が押印ください。

子ども 01 1 4 1 0 0 7

子ども 01 1 4 1 0 0 7

子ども 01 1 4 1 0 0 7

団体定期保険 0101 死亡保険金受取人 シュタリヒホクンシヤ 1 1

3大疾病保障保険 0111 死亡保険金受取人 シュケイタクノヒホクンシヤ 1 1

総合医療保険 0201 入院給付金日額 5 0 0 0 0

団体定期保険 0101 死亡保険金受取人 シュタリヒホクンシヤ 1 1

3大疾病保障保険 0111 死亡保険金受取人 シュケイタクノヒホクンシヤ 1 1

総合医療保険 0201 入院給付金日額 5 0 0 0 0

団体定期保険 0101 死亡保険金受取人 シュタリヒホクンシヤ 1 1

3大疾病保障保険 0111 死亡保険金受取人 シュケイタクノヒホクンシヤ 1 1

総合医療保険 0201 入院給付金日額 5 0 0 0 0

右面もご確認ください。

「申込書兼告知書」右面

会社コード	所属コード	社員番号
記	入	不 要
0	0	0 0 0 1 2 3 4 5

告知欄	告知欄	告知欄
団体定期保険	3大疾病保障保険	総合医療保険
新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の<質問事項>をご確認のうえ告知します。	新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の<質問事項>をご確認のうえ告知します。	新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の<質問事項>をご確認のうえ告知します。
*主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるうえ、以下の1または2に〇印を記入ください。	*主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるうえ、以下の1または2に〇印を記入ください。なお、<質問事項>1項に該当する申込者はご加入いただけません。	*主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるうえ、以下の1または2に〇印を記入ください。
①新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。	①新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。	①新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。
②質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナで記入ください)】	②質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナで記入ください)】	②質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナで記入ください)】
トウキョウ ゴロウ	トウキョウ ゴロウ	トウキョウ ゴロウ

本人(主たる被保険者)が新規加入の申込みをされる方の告知をとりまとめるうえ、1または2に〇印をご記入ください。
[1に〇印] 申込者全員の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる場合
[2に〇印]* 1名でも質問事項に対する答えが「はい」となる場合や質問事項に対する答えに迷われる場合

*【「はい」の答えがある申込者氏名】に該当者の氏名をカタカナでご記入のうえ、あわせて「被保険者の告知書」を商品ごとにご提出ください。保険会社にて新規加入の可否を判断します。なお、「被保険者の告知書」は東急保険コンサルティング(株)リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチームにお申し出ください。

確認項目

- 全員記入**
- 余白部分に勤務先の会社名をご記入ください。
 - 社員番号を10桁(右詰め)でご記入ください。
10桁に満たない場合は、前に「0」をご記入ください。
【例】社員番号が「12345」の場合、「0000012345」と記入
 - 申込日(告知日)はこの「申込書兼告知書」を記入(告知)された日をご記入ください。
お申込み期間：令和7年4月1日～4月11日
 - 氏名(カタカナ)、性別、生年月日(和暦)をご記入ください。
※配偶者・子どもも申込みされる場合 * 枠内にご記入ください。
加入資格のある子どもは全員同額でご加入ください。
 - 申込みされる場合：申込印(認印可、本人のみフルネーム印可)を押印してください。
申込みされない場合：×印をご記入ください(本人のみ)。
- 生命保険**
- 申込みされる保険金額をP27から選択のうえ、ご記入ください。
 - 死亡保険金受取人の氏名(カタカナ)・続柄コード・人数をご記入ください。
【死亡保険金受取人：続柄コード】
配偶者：1 子ども：2 父母：3 祖父母：4 兄弟姉妹：5 法定相続人：6 その他：9
また、本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。
死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
 - 新規加入をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の<質問事項>をご確認のうえ、1または2に〇印をご記入ください。
- 3大疾病保険**
- 申込みされる保険金額をP39から選択のうえ、ご記入ください。
 - 死亡保険金受取人の氏名(カタカナ)・続柄コード・人数をご記入ください。
【死亡保険金受取人：続柄コード】
配偶者：1 子ども：2 父母：3 祖父母：4 兄弟姉妹：5 法定相続人：6 その他：9
 - 指定代理請求人を指定される方は「指定する」に〇印のうえ、氏名(カタカナ)・続柄コードをご記入ください。
【指定代理請求人：続柄コード】
配偶者：1 子ども：2 父母：3 祖父母：4 兄弟姉妹：5 その他：9
指定代理請求人を指定されない方は「指定しない」に〇印をご記入ください。
死亡保険金受取人を変更または指定代理請求人を指定(変更・取消)される場合は、「死亡保険金受取人指定書」または「指定代理請求人指定書」をご提出ください。
この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日、指定代理請求人指定(変更・取消)の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」を引受保険会社が受付けた日です。
 - 新規加入をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の<質問事項>をご確認のうえ、1または2に〇印をご記入ください。
- 医療保険**
- 申込みされる入院給付金日額をP33から選択のうえ、ご記入ください。
 - 新規加入をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の<質問事項>をご確認のうえ、1または2に〇印をご記入ください。

※当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

申込書記入要領

会社別加入一覧

生命保険

医療保険(更新型)

3大疾病保険

がん保険

医療保険(終身型)

団体総合生活補償保険

各社ごとの申込書記入要領 **がん保険【あなたによりそがん保険 ミライト】**
医療保険【医療保険 REASON】
 意向確認書・契約申込書・告知書 記入例

〈がん保険【あなたによりそがん保険 ミライト】に申込みする場合〉

56 Afac 祝 あなたによりそがん保険 ミライト 意向確認書・契約申込書

29939 TNEV DB9 今回ご案内の保険 ① (ご契約) (申込書) → 全員ご提出ください。

「意向確認書・契約申込書・告知書記入例」【告知書のご記入に際して】をご確認のうえ、ご記入ください。

この意向確認書・契約申込書・告知書で、最大2契約の意向確認書・申込み告知書が可能です。

意向確認書 お申込みの保険内容が保険契約者ご本人様のご意向に合致しているかどうかをご確認いただけます。

① 保険契約者のご意向 保険契約者ご本人様ご記入の欄に○を○で囲んでください。

② 告知事項 「いいえ」に該当する場合は、裏面に詳細をご記入ください。

契約申込書・告知書 裏面の保険契約者・被保険者様の誓約事項に誓約のうえお申込みください。

1 保険契約者・被保険者ご本人様ご記入ください。

2 告知事項 「いいえ」に該当する場合は、裏面に詳細をご記入ください。

3 告知事項 「いいえ」に該当する場合は、裏面に詳細をご記入ください。

4 告知事項 「いいえ」に該当する場合は、裏面に詳細をご記入ください。

5 告知事項 「いいえ」に該当する場合は、裏面に詳細をご記入ください。

記入不要

がん保険と医療保険の両方をお申込される方へ
がん保険「がん先進医療・患者申出療養特約」と医療保険「総合先進医療特約」は、どちらか片方のみ申込可能です。

〈医療保険【医療保険 REASON】に申込みする場合〉

56 Afac 祝 あなたによりそがん保険 ミライト 意向確認書・契約申込書

29939 TNEV DB9 今回ご案内の保険 ① (ご契約) (申込書) → 全員ご提出ください。

「意向確認書・契約申込書・告知書記入例」【告知書のご記入に際して】をご確認のうえ、ご記入ください。

この意向確認書・契約申込書・告知書で、最大2契約の意向確認書・申込み告知書が可能です。

意向確認書 お申込みの保険内容が保険契約者ご本人様のご意向に合致しているかどうかをご確認いただけます。

① 保険契約者のご意向 保険契約者ご本人様ご記入の欄に○を○で囲んでください。

② 告知事項 「いいえ」に該当する場合は、裏面に詳細をご記入ください。

契約申込書・告知書 裏面の保険契約者・被保険者様の誓約事項に誓約のうえお申込みください。

1 保険契約者・被保険者ご本人様ご記入ください。

2 告知事項 「いいえ」に該当する場合は、裏面に詳細をご記入ください。

3 告知事項 「いいえ」に該当する場合は、裏面に詳細をご記入ください。

4 告知事項 「いいえ」に該当する場合は、裏面に詳細をご記入ください。

5 告知事項 「いいえ」に該当する場合は、裏面に詳細をご記入ください。

記入不要

- 確認項目 (がん保険ミライト)確認項目**
- ★鉛筆やフリクションペン等の消えるペンの使用は出来ません。消えない黒ボールペンでご記入ください。
- 1 申し込まない場合は「申し込まない」に○をし、お名前・勤務先会社名のみを記入し、ご提出ください。
 - 2 番地のフリガナは数字で記入し、建物名(マンション・アパート名)のフリガナも忘れずにご記入ください。
 - 3 ご自身の勤務先会社名をご記入ください。
 - 4 誤記入や訂正箇所がある場合は、二重線で消し、フルネーム署名(豆印使用不可)
 - 5 告知書の質問事項が「いいえ」に該当する場合は、裏面に詳細をご記入ください。
- ※2年以内に新型コロナウイルス感染症にかかり、7日以上にわたり自宅やホテル等で療養をした場合、告知事項4.の「医師の診察・検査・治療・投薬を7日以上にわたってうけたことがある」に該当します。

- 確認項目 (医療保険REASON)確認項目**
- ★鉛筆やフリクションペン等の消えるペンの使用は出来ません。消えない黒ボールペンでご記入ください。
- 1 申し込まない場合は「申し込まない」に○をし、お名前・勤務先会社名のみを記入し、ご提出ください。
 - 2 番地のフリガナは数字で記入し、建物名(マンション・アパート名)のフリガナも忘れずにご記入ください。
 - 3 ご自身の勤務先会社名をご記入ください。
 - 4 誤記入や訂正箇所がある場合は、二重線で消し、フルネーム署名(豆印使用不可)
 - 5 告知書の質問事項が「いいえ」に該当する場合は、裏面に詳細をご記入ください。
- ※2年以内に新型コロナウイルス感染症にかかり、7日以上にわたり自宅やホテル等で療養をした場合、告知事項5.の「医師の診察・検査・治療・投薬を7日以上にわたってうけたことがある」に該当します。

申込書記入要領
 会社別加入一覧
 生命保険
 医療保険(更新型)
 3大疾病保険
 がん保険
 医療保険(終身型)
 団体総合生活補償保険

2025年度とうきゅうグループ新入社員募集 団体総合生活補償保険(標準型)(あんさんぶる)加入申込票

1. 連絡先をご記入ください。 当社の利用目的は、「申込書のご提出に関するご案内」<本募集における個人情報の取り扱いについて>をご覧ください

会社名 <small>株式会社は記入不要</small>	① ○○○株式会社				
フリガナ	セイ) ミヨウジ	メイ) ナマエ			
お名前	③ 姓) 苗字	名) 名前			
社員番号	② 1 2 3 4 5 6	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	
郵便番号	〒 1 5 0 - 0 0 0 2	生年月日 (西暦)	④ 2 X X X	年 0 4	月 0 1 日
カナ	トウキョウトシバクシバヤ1-16-14-4F				
現住所	③ 漢字 東京都渋谷区渋谷1-16-14-4F				
携帯番号	⑤ 0 8 0 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8	<small>(携帯電話をお持ちでない場合には日中、ご連絡が可能な番号をご記入ください)</small>			
メールアドレス	⑥ ○ × △ □ @ ○ × □ △				

2. 団体総合生活補償保険(標準型)(あんさんぶる)加入申込票
 保険期間:2025年7月1日午前0時から2025年12月1日午後4時まで
 引受保険会社(幹事):三井住友海上火災保険株式会社
 保険名称:団体総合生活補償保険(標準型)

① **おすすめプランを** **申し込みます** **申し込みません** (いずれかにチェック☑でご回答ください)
「重要事項のご説明」のPDFファイルによる提供に同意し、「ご加入内容確認事項」、「重要事項のご説明」について確認するとともに、個人情報の取扱いに同意のうえ加入を申し込みます。
 ※「重要事項のご説明」はガイドブック13ページの二次元コードよりご確認ください。
 ※「重要事項のご説明」はダウンロードのうえ、ご加入者ご自身の端末に保存または印刷ください。

② **加入申込日:2025年 4 月 4 日** 下記以外のプランをご希望の場合はお問合せください。

おすすめプラン	基本補償(個人型)(セット名:1Q)				保険金額 日常生活賠償 (セット名:A1)	月払 保険料
	傷害死亡・ 後遺障害	傷害入院	傷害手術	傷害通院		
140万円・ 5.6万円~140万円 ケガのみ補償	1日につき 3,000円 ケガのみ補償	入院中の手術: 傷害入院保険金日額の 10倍 入院中以外の手術: 傷害入院保険金日額の 5倍 ケガのみ補償	1日につき 2,000円 ケガのみ補償	国内外補償 (一部国内に限る) 3億円 (免責なし)	920円	

3. ③他の保険契約、保険金請求歴がある場合は、こちらをご確認のうえご記入ください。
※「あり」の場合、チェックでご回答のうえ、必ず「合計保険金額」欄にご記入ください。(ご記入のない場合、「なし」と回答したこととなります。)

他の保険契約等
 同種の危険を補償する他の保険契約等(被保険者が同一であり、GKケガの保険、団体総合生活補償保険等の身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等をいい、積立保険を含みます。)がありますか? **あり**
 合計保険金額 ○○○ 万円 傷害死亡・後遺障害保険金額 ○○○○ 円 傷害入院保険金日額 ○○○○ 円 傷害通院保険金日額 ○○○○ 円

保険金請求歴
 過去3年以内にケガで保険金(合計して5万円以上)を請求または受領したことがありますか? **あり**
 保険会社名 三井住友海上など保険会社名 請求回数 ○ 回 合計保険金額 ○○○○ 円

(ご注意) 上記では記入欄が不足する場合には、代理店・扱者または保険会社にお申し出ください。
 ※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分に確認のうえご回答(記入)ください。

◆お問合せ先◆ 代理店・扱者
東急保険コンサルティング株式会社 URL:https://www.tokyu-hoken.co.jp/
 (本社)〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-16-14 渋谷地下鉄ビル4階 (関西営業所)〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場4-4-3 心斎橋東急ビル4階
 ☎0120-109-601 [FAX]03-3409-7163 ☎0120-953-109 [FAX]06-6241-0756
 [営業時間]10:00~17:00(土日祝・年末年始および5月1日は休業) [営業時間]10:00~17:00(土日祝・年末年始および5月1日は休業)
 (札幌営業所)〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌一条1-1-8 じょうてつビル3階
 ☎0120-769-109 [FAX]011-818-1222
 [営業時間]9:30~16:30(土日祝・年末年始および5月1日は休業)

確認項目

1

- 会社名をご記入ください
- 社員番号をご記入ください
- それぞれの欄に氏名、郵便番号、ご住所、フリガナをご記入ください
- 生年月日を記入し、性別に☑をつけてください
- 携帯番号をご記入ください
- 任意ですので、ご自由にご記入ください

2

- いずれかに☑をつけてください
- 「申し込みます」の場合のみ、加入申込日をご記入ください

「申し込みます」の方のみ、下記③にお進みください

3

★今回申し込む傷害保険とは別に傷害保険に加入されている方
 ⇒太枠内をご記入ください

○傷害保険に加入していない方
 ⇒太枠内は未記入のままご提出ください

加入している保険は、オンラインサービス「チェック オフなび」から

チェックオフなびって？

加入している保険が一目でわかります
過去 13 ヶ月分の保険料内訳が見れます

チェックオフなびを見るには？



<https://www.tokyu-hoken.co.jp/shain/>



いつから利用可能？

7月中旬ごろから登録できます。

ご利用開始までの流れ

- (1)「チェックオフなび」の「初めてご利用の方はこちら」をクリックしてください。
 (2)仮ID、グループ会社コード、社員コードを入力しログインしてください。
 ★仮IDは「グループ会社コード5桁」+「社員コード10桁」の「15桁」
 ★会社コードは「グループ会社コード一覧表(五十音順)」参照
 ★社員コードが10桁未満の場合、先頭に0(ゼロ)を付けてください。
 例)会社コード「10000」、社員コード「123」の場合→「100000000000123」
- (3)初回ログインした後、メールアドレスの登録を行ってください。
 (4)登録いただいたメールアドレスに届く確認メールに記載のURLより本登録を行ってください。
- (5)「チェックオフなび」の「ユーザー名」に、ご登録いただいたメールアドレスを入力してください。
 (6)「パスワード」に、ご登録いただいたパスワードを入力し、ログインしてください。

グループ会社コード一覧表(五十音順)

グループ会社名	グループ会社コード	グループ会社名	グループ会社コード
イ 株式会社イーウェル	50024	東急キ 株式会社東急キッズベースキャンプ	28085
株式会社石勝エクステリア	27001	東急軌道工業株式会社	27069
株式会社石勝グリーンメンテナンス	28021	東急ク 株式会社東急グリーンシステム	27027
株式会社伊豆今井浜東急ホテル	19038	株式会社東急グルメリフロント	23601
株式会社伊豆急ケーブルネットワーク	50009	東急ケ 株式会社東急建設	20601
伊豆急行株式会社	21101	東急コ 株式会社東急コミュニティー	20301
株式会社伊豆急コミュニティー	28018	東急シ 株式会社東急ジオックス	21001
株式会社伊豆急ハウジング	24902	株式会社東急住宅リース	20103
伊豆急ホールディングス株式会社	21100	株式会社東急少額短期保険	20110
イツツ・コミュニケーションズ株式会社	27093	東急ス 株式会社東急ストア	24401
株式会社イメージスタジオ・イチマルキュウ	27089	株式会社東急スポーツシステム	28027
株式会社インフィールド	20308	東急セ 株式会社東急セキュリティ	23303
ウ 上田交通株式会社	27033	株式会社東急設計コンサルタント	20102
上田電鉄株式会社	50060	株式会社東急セブンハンドレッドクラブ	28004
株式会社上田東急REIホテル	50054	東急ソ 株式会社東急総合研究所	27092
オ 株式会社大阪東急ホテル	27019	東急タ 株式会社東急タイム	50036
大阪東急REIホテル	19015	東急テ 株式会社東急テックソリューションズ	27086
カ 株式会社学生情報センター	20105	株式会社東急テクノシステム	23001
株式会社金沢東急ホテル	27070	東急電 株式会社東急電鉄	20000
川崎キングスカイフロント東急REIホテル	19045	東急ハ 株式会社東急バス	11000
キ 吉祥寺エクセルホテル東急	19048	株式会社東急パワーサプライ	23304
吉祥寺東急REIホテル	19027	東急ヒ 株式会社東急百貨店	24501
株式会社京都東急ホテル	27046	株式会社東急ビジネスサポート	50037
京都東急ホテル 東山	27054	株式会社東急ビルメンテナンス	27026
ク 株式会社グランドオークゴルフクラブ	28056	東急フ 株式会社東急ファイナンスアンドアカウンティング	28071
ケ 株式会社ケーブルテレビ品川	27096	株式会社東急プロパティマネジメント	23301
コ 神戸三宮東急REIホテル	19036	東急不 株式会社東急不動産	20101
神戸元町東急REIホテル	19051	株式会社東急不動産SCマネジメント	28020
学校法人五島育英会	22801	株式会社東急不動産キャピタル・マネジメント	28022
Connected Design株式会社	27097	株式会社東急不動産ホールディングス	20100
サ 株式会社ザ・キャピトルホテル東急	27068	株式会社東急不動産リート・マネジメント	20106
札幌エクセルホテル東急	19042	株式会社東急文化村	50001
札幌ストリームホテル	19019	東急ホ 株式会社東急保険コンサルティング	50025
札幌東急REIホテル	19018	株式会社東急ホテルズ&リゾート	20011
シ 株式会社SHIBUYA109エンタテイメント	50072	株式会社東急ホテルパートナーズ	20008
渋谷エクセルホテル東急	19043	東急メ 株式会社東急メディア・コミュニケーションズ	27006
渋谷ストリームホテル	19046	東急モ 株式会社東急モールズデベロップメント	50005
渋谷地下街株式会社	27045	東急ラ 株式会社東急ライフシアター	27013
渋谷東急REIホテル	19016	株式会社東急Re・デザイン	20309
株式会社下田東急ホテル	26009	東急リ 株式会社東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント	28084
下田ロープウェイ株式会社	50008	株式会社東急リゾート	28003
株式会社じゃうてつ	28080	株式会社東急リゾート&ステイ	28031
株式会社じゃうてつケアサービス	28089	株式会社東急リニューアル	28002
株式会社湘南コミュニティー	28032	株式会社東急リネン・サプライ	24301
新大阪江坂東急REIホテル	19029	株式会社東急リパブル	27015
株式会社新宿東急ホテルズ	19049	株式会社東急リパブルスタッフ	28074
ス 株式会社スリーハンドレッドクラブ	27030	東急レ 株式会社東急レクリエーション	21901
セ 株式会社世紀東急工業	20702	株式会社東急レクリエーションホテルズ	21904
株式会社セルリアンタワー東急ホテル	28078	ナ 株式会社ながの東急百貨店	50059
株式会社セントラルフーズ	50035	株式会社名古屋東急ホテル	27095
株式会社第一ビルサービス	20304	那覇東急REIホテル	19053
株式会社高松東急REIホテル	19022	ハ 株式会社博多エクセルホテル東急	19041
株式会社ティアーナル・サービス	21903	株式会社博多東急REIホテル	19052
TFHD digital株式会社	20111	株式会社白馬東急ホテル	26010
株式会社TCフォーラム	27087	株式会社羽田エクセルホテル東急	26001
ト 株式会社東急	10000	フ 株式会社ファイブハンドレッドクラブ	27017
株式会社東建産業	27050	株式会社富士山三島東急ホテル	26020
株式会社東光サービス	50043	株式会社二子玉川エクセルホテル東急	19044
株式会社東光食品	50038	ホ 株式会社北海道東急ビルマネジメント	28081
株式会社東光フローラ	50042	マ 株式会社松江エクセルホテル東急	19028
株式会社富士山エクセルホテル東急	19040	株式会社松山東急REIホテル	19039
東急イ 株式会社東急イーライフデザイン	20303	ミ 株式会社宮古観光開発	28058
東急ウ 株式会社東急ウィル	17000	株式会社宮古島東急ホテル&リゾート	19031
株式会社東急ウェルネス	28086	ヨ 株式会社横浜東急REIホテル	26012
東急エ 株式会社東急エージェンシー	20501	株式会社横浜ベイホテル東急	26011
株式会社東急エージェンシービジネスサービス	50048	ラ 株式会社ライブ&ワークデザイン	20104
株式会社東急エージェンシープロミックス	28030	リ 株式会社リリエネ	20112
東急カ 株式会社東急カード	27077		

申込書記入要領

会社別加入一覧

生命保険

医療保険(更新型)

3大疾病保険

がん保険

医療保険(終身型)

団体総合生活補償保険

保険種目	お問合せ先	
	取引保険会社	東急保険コンサルティング[取扱(募集)代理店]
生命保険 団体定期保険	日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL:0120-563-925 (通話料無料) ※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。 生命保険:930-1913 医療保険:900-95124 3大疾病保険:939-9 【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)]	リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-16-14 渋谷地下鉄ビル4階 ☎0120-953-809 FAX:03-3409-7163 【営業時間】10:00～17:00 (土日祝・年末年始および5月1日は休業) https://www.tokyu-hoken.co.jp/
医療保険 総合医療保険(団体型)		
3大疾病保険 3大疾病保障保険(団体型)		
がん保険 あなたによりそうがん保険 ミライト	アフラック 法人第二営業部 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル20階 TEL:03-6374-1422 受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日はお取り扱いしておりません)	(本社) 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-16-14 渋谷地下鉄ビル4階 リテール営業部 リテール営業グループ コンサルティングチーム ☎0120-109-601 FAX:03-3409-7163 【営業時間】10:00～17:00 (土日祝・年末年始および5月1日は休業) (関西営業所) 〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 4-4-3 心齋橋東急ビル4階 ☎0120-953-109 FAX:06-6241-0756 【営業時間】10:00～17:00 (土日祝・年末年始および5月1日は休業) (札幌営業所) 〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌 一条1-1-8 じょうてつビル3階 ☎0120-769-109 FAX:011-818-1222 【営業時間】9:30～16:30 (土日祝・年末年始および5月1日は休業) https://www.tokyu-hoken.co.jp/
医療保険 医療保険 REASON	AF006-2025-0084 2月18日(270218)	
団体総合生活補償保険 (標準型) あんさんぶる	三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第三部第四課 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL:03-3259-4010 受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日はお取り扱いしておりません)	(本社) 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-16-14 渋谷地下鉄ビル4階 リテール営業部 リテール営業グループ コンサルティングチーム ☎0120-109-601 FAX:03-3409-7163 【営業時間】10:00～17:00 (土日祝・年末年始および5月1日は休業) (関西営業所) 〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 4-4-3 心齋橋東急ビル4階 ☎0120-953-109 FAX:06-6241-0756 【営業時間】10:00～17:00 (土日祝・年末年始および5月1日は休業) (札幌営業所) 〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌 一条1-1-8 じょうてつビル3階 ☎0120-769-109 FAX:011-818-1222 【営業時間】9:30～16:30 (土日祝・年末年始および5月1日は休業) https://www.tokyu-hoken.co.jp/

商品案内

- **生命保険【団体定期保険】**
- **医療保険【総合医療保険(団体型)】**
- **3大疾病保険【3大疾病保障保険(団体型)】**
- **がん保険【あなたによりそうがん保険 ミライト】**
- **医療保険【医療保険 REASON】**
- **団体総合生活補償保険(標準型)【あんさんぶる】**



とうきゅうグループ団体保険

生命保険【団体定期保険】

商品内容のご説明

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。
原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◎ 死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄
- 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

● 申込締切日

令和7年4月11日(金)

● 効力発生日

令和7年7月1日(火)

この機会をお見逃しなく!

提出先 勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口 経由 東急保険コンサルティング株式会社

「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。

また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、P13の二次元コードより、当パンフレットとあわせて必ずご確認ください。配偶者・ごどものお申込みの際は、プリントアウト等にてお渡しのうえ、ご確認ください。

なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。

保障額と保険料

以下はおすすめプランとして、特定の保障額の保険年齢15歳～35歳の保険料を記載しています。

▶ 独身世代の方のおすすめモデルプラン

生命保険(団体定期保険) 死亡保障・高度障がい保障

死亡保険金額(高度障がい保険金額) 200万円

月払保険料	男性 136円	女性 92円
保険年齢	15歳～35歳	

「葬儀費用」だけでもこんなにかかります。

葬儀費用の合計 平均191万円

出典：(株)ユニクエスト調べ

病気になってからでは遅いのです。生命保険ならご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できますので、早めにご加入しておきましょう。

※ただし、年齢による制限の範囲内となります。

おすすめ

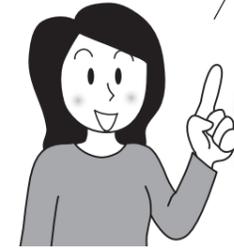
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	性別	200万円	300万円	500万円	800万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
月払保険料	男性	136円	204円	340円	544円	680円	1,020円	1,360円	1,700円
	女性	92円	138円	230円	368円	460円	690円	920円	1,150円
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	性別	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円	
	月払保険料	男性	2,040円	2,380円	2,720円	3,060円	3,400円	3,740円	4,080円
月払保険料	女性	1,380円	1,610円	1,840円	2,070円	2,300円	2,530円	2,760円	

- 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は6月給与から)
- 上記は確定保険料です。ただし、保険料は毎年の更新日に再計算し適用します。また、保険料は直近更新日時点の保険年齢でご確認ください。
- 上記は本人(保険年齢15歳から35歳)の保障額と保険料のみ表示しております。配偶者・ごどもの保障額と保険料および本人(保険年齢36歳以上)の月払保険料については事務局(東急保険コンサルティング(株))までご照会ください。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

事務局 東急保険コンサルティング(株) 引受保険会社(事務幹事会社) 日本生命保険(相)

・お問合せ先はP25の「お問合せ先」にてご確認ください。

加入しやすい
保険料です!!



会社が自信を持って
新入社員のみなさまに
生命保険を
おすすめします!

独身だから死亡保障は必要ない!?

と思いませんか?

社会人として、自分自身の葬儀費用を確保しておくことも大切です!この機会にぜひ、生命保険をご活用ください!!

生命保険【団体定期保険】の特徴

東急グループ社員限定の お手頃な保険料です。

保険料は団体保険としての割引が適用されています。

東急グループの
スケールメリットを活かした
制度です。

ライフイベントの変化にあわせて 保障額は毎年見直しが可能です。

■ ご退職後も継続加入できます。(定年退職された場合にかぎり)

更新日現在で年齢79歳6カ月まで

■ 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

※ただし、健康状態等によってはこのかぎりではありません。

1年ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合 配当金を受取れます。

脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



取扱内容

加入資格

○以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

ご加入の申込みをされる方は必要事項を記入・押印のうえ「申込書兼告知書」を勤務先のとくきゅうグループ団体保険担当窓口へご提出ください。

《本人》東急株式会社および関連会社の役員・従業員(出向者を含みます。)の方で
新規加入は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。(昭和30年1月2日生～平成23年1月1日生)
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

《配偶者》東急株式会社および関連会社の役員・従業員(出向者を含みます。)の配偶者の方で
新規加入は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

《子ども》東急株式会社および関連会社の役員・従業員(出向者を含みます。)の扶養する子ども(※)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
(※)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

定年退職後の継続加入について

○定年退職者または関連会社(団体定期保険の募集対象ではない企業)へ転籍した方(※)で、団体定期保険に1年以上継続して加入されている役員・従業員およびその配偶者・子どもは次のとおり継続加入いただくことができます。

(※)転籍先企業に他の団体保険制度がないことが条件となります。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

・本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢79歳6カ月まで継続加入することができます。

(ただし、保障額は1,000万円が上限となります。)

保険金額1,000万円を超えてご加入の方は、更新日付で自動的に保険金額1,000万円に減額して更新されます。

・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢79歳6カ月まで継続加入することができます。
(ただし、保障額は500万円が上限となります。)

保険金額500万円を超えてご加入の方は、更新日付で自動的に保険金額500万円に減額して更新されます。

・子どもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。

※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。

※勤務先により、お取扱いできない場合がございます。詳しくは、勤務先のとくきゅうグループ団体保険担当窓口まで、お問合せください。

(ご注意)

①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

※年齢75歳6カ月超の方で継続加入を希望される場合は、「被保険者の告知書」のご提出が必要です。継続可否について引受保険会社で判断させていただきます。

②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)

③配偶者・子どものみで加入することはできません。

④配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。

⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。

定年退職以外の退職後のお取扱い

○保険期間の途中で退職される方で、希望のある場合にかぎり、残りの保険料を一括して払込みいただければ、退職直後の更新日の前日(9月末日)まで継続加入できます。定年退職者または関連会社(団体定期保険の募集対象ではない企業)へ転籍した方は、「定年退職後の継続加入について」をあわせてご確認ください。

保険期間

○今回の追加加入の保険期間は効力発生日～令和7年9月30日までです。

以降は毎年10月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

○本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。

○更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。

○配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。

①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日

②加入資格を失われた日

③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日

○この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金します。(例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。)

○退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットP25に記載の団体窓口までお問合せください。

受取人

○本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父・兄弟姉妹から選択できます。

○配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

○本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

税務上のお取扱い

＜保険料＞

○主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。

※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。

(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)

※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等に必ずご確認ください。

※当団体定期保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当団体定期保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

＜保険金＞

○死亡保険金

《本人》相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

《配偶者・子ども》本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

○高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。税務の取扱い等について、令和6年10月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

配当金

○1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。

○脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

配当還元率に記載の保険期間は、以下のとおりです。

令和6年度(保険期間：令和5年10月1日～令和6年9月30日)

令和5年度(保険期間：令和4年10月1日～令和5年9月30日)

令和4年度(保険期間：令和3年10月1日～令和4年9月30日)

令和3年度(保険期間：令和2年10月1日～令和3年9月30日)

過去4年間の配当還元率(年間払込保険料に対する配当金の割合です。)

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
約24.0%	約32.5%	約30.0%	約50.1%

※ただし、これは過去4年間の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

●配当金のお支払い時期・お支払い方法については、所属企業の担当窓口までお問合せください。

保険金のお支払事由

[死亡保険金]

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

[高度障がい保険金]

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(※1)以後の

傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(※2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものと取り扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(※1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日を行い、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(※2)対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい(視力障がい)

(1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③声帯全部のてき出により発音が不能の場合

(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

・被保険者の自殺。ただし、その被保険者のご加入(※1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。

・保険契約者・被保険者の故意。

・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。

・戦争その他の変乱。(※2)

- (※1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- (※2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（※1）時以後に生じた場合にすぎません。（原因となる傷病がご加入（※1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）したがって、原因となる傷病がご加入（※1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

- 告知義務違反による解除の場合
ご加入（※1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（※1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
- 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
- 重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）
① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
（エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は東急株式会社生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（令和6年10月24日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
〔引受保険会社〕
日本生命保険相互会社（51.0%）〈事務幹事会社〉
第一生命保険株式会社（39.0%）太陽生命保険株式会社（6.5%）
住友生命保険相互会社（2.0%）明治安田生命保険相互会社（1.5%）

保険料会社負担部分について

当制度は以下の加入対象者の方々の万が一の場合に備え、会社が保険料を負担し、以下の加入対象者の方々が被保険者となる甲慰金の一部としての保険制度を付保しております。また、保険料会社負担部分の加入対象者の個人情報の取扱いは、当パンフレットに記載している個人情報の取扱いのとおりです。

加入対象者	①東急株式会社の社員・試用（出向者を含みます。） ②東急建設株式会社の従業員（出向者を含みます。） ③株式会社東急モールズデベロップメントの従業員（出向者を含みます。） ④株式会社 SHIBUYA109 エンタテインメントの従業員（出向者を含みます。）
保険金	①②死亡保険金額・高度障がい保険金額 100万円 ③④死亡保険金額・高度障がい保険金額 200万円
保険金受取人	①東急株式会社の死亡甲慰金支給規程に定める受取人 ②東急建設株式会社の私傷病甲慰金および高度障害見舞金内規第6条に定める受取人 ③株式会社東急モールズデベロップメントの慶弔見舞金規程に定める受取人 ④株式会社 SHIBUYA109 エンタテインメントの慶弔見舞金規程に定める受取人

※高度障がい保険金の受取人は本人（主たる被保険者）です。

保険料会社負担部分の被保険者となることに同意いただくことができない場合や、当制度についての詳細は各社の団体定期保険担当者へ4月11日までにお問合せください。

- (注) 本人（主たる被保険者）のご加入が、保険料会社負担部分のみである場合、配偶者・こどもはご加入になれません。また、配偶者・こどもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担部分は含まれませんので、ご注意ください。

☑ 個人情報の取扱いに関する東急株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、東急株式会社（以下、「会社」といいます。）を保険契約者とし、会社および会社の子会社（以下、「子会社」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、会社および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、会社がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。会社および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、会社、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き会社、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
(注) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人（以下、「受取人」といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

☑ ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先>

東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム TEL 0120-953-809（通話料無料）

<日本生命お問合せ先>

日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925（通話料無料）

※お問合せの際には、記号証券番号（930-1913）をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3を除く。）】

「障がい」の表記

当パンフレット（「生命保険」部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。



医療保険【総合医療保険(団体型)】商品内容のご説明

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。
この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◎ ケガや病気等による入院・手術等の保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄
- 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

● 申込締切日

令和7年4月11日(金)

● 効力発生日

令和7年7月1日(火)

この機会をお見逃しなく!

提出先 勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口 経由 東急保険コンサルティング株式会社

「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、P13の二次元コードより、当パンフレット・「ご加入のみなさまへ」とあわせて必ずご確認ください。配偶者・ごどものお申込みの際は、プリントアウト等にてお渡しのうえ、ご確認ください。
なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。

保障額と保険料

会社が自信を持って
新入社員のみなさまに
医療保険を
おすすめします!

Aさんの場合
(保険年齢24歳男性)



▶ 独身世代の方のおすすめモデルプラン

医療保険【総合医療保険(団体型)】
1泊2日以上の継続入院・手術等の保障

入院給付金日額 5,000円

月払保険料 **1,010円**

月払保険料表

対象		本人	
保険年齢	入院給付金日額	5,000円	10,000円
15歳～19歳	(H17年4月2日生～H22年4月1日生)	690円	1,380円
20歳～24歳	(H12年4月2日生～H17年4月1日生)	1,010円	2,020円
25歳～29歳	(H 7年4月2日生～H12年4月1日生)	1,370円	2,740円
30歳～34歳	(H 2年4月2日生～H 7年4月1日生)	1,505円	3,010円

- 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は6月給与から)
- 上記は確定保険料です。ただし、保険料は毎年更新日に再計算し適用します。また、保険料は直近更新日時点の保険年齢でご確認ください。
- 上記は本人(保険年齢15歳から34歳)の保障額と保険料のみ表示しております。配偶者・ごどもの保障額と保険料および本人(保険年齢35歳以上)の月払保険料については事務局(東急保険コンサルティング(株))までご照会ください。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

・お問合せ先はP25の「お問合せ先」にてご確認ください。

この保険の特徴

医療保険を “自分のために” “家族のために” 上手に活用しましょう!

● 公的医療保険制度または先進医療の対象となる手術等を保障します。

※一部対象外となる手術等があります。

● 例えば以下のような手術の場合でも給付金が受取れます。

()内は手術の原因となる主な症状・疾患名(一例)

麦粒腫切開術
(ものもらい)

鼓膜切開術
(中耳炎)

裂肛根治術
(切れ痔)

鼻腔粘膜焼灼術
(鼻出血)

● 団体保険としての割引が適用された保険料です。

● 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。

※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

● 万一の場合、給付の対象となる手術等かどうかを加入者自身で簡単に確認できます。



公的医療保険制度に連動しているため、給付の対象となる手術等かどうか、医療機関で交付される領収証等によって加入者自身で簡単に確認できます。

領収証イメージ

患者番号		氏名		請求期間(入院の場合)			
		様		20●●年 月 日 ～ 20●●年 月 日			
受診科	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本家	区分
		20●●年 月 日					
保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻 酔	放射線治療
	点	点	点	点	点	点	点
	病理診断	診断群分類(DPC)	食事療養	生活療養			
点	点	円	円				
保 険 外 負 担	評価療養・適定療養	その他					
	(内訳)	(内訳)					
				保 険	保 険 (食事・生活)	保 険 外 負 担	
合 計				円	円	円	
負担額				円	円	円	
領収額							
合計							

1 入院の有無および入院期間の確認
入院がある場合は入院期間が記載されます。

2 給付金の有無についての確認(*)
「手術」「放射線治療」欄に診療報酬点数が記載されている場合、手術給付金・放射線治療給付金のご請求の対象となります。

- (*) 労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない場合(健康保険の対象外)であっても、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられている場合は、手術給付金のご請求の対象となります。
- ・「放射線治療」については、当社所定の「入院・手術・3大疾病等診断書(証明書)」のご提出が必要です。
 - ・手術料の記載がない場合であっても、「入院料等」の欄に算定される一部の手術については、手術給付金のご請求の対象となる場合があります。
 - ・一部対象外の手術があります。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご確認ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



☑ 主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日（*）以後に生じることが必要となります。

（*）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

<入院給付金の型について>

●本人または配偶者の場合、特定疾病倍額型となり、こどもの場合、一律基本型となります。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額		お支払限度※1	
		入院給付金日額 5,000円	入院給付金日額 10,000円		
入院給付金	基本型 （こども）	ケガや病気等により1泊2日以上 継続して入院をされたとき	5,000円 （入院給付金日額） × 入院日数	10,000円 （入院給付金日額） × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
	特定疾病 倍額型	特定疾病により1泊2日以上継続 して入院をされたとき	10,000円 （入院給付金日額×2） × 入院日数	20,000円 （入院給付金日額×2） × 入院日数	
	本人 または 配偶者	ケガや特定疾病以外の病気等に より1泊2日以上継続して入院を されたとき	5,000円 （入院給付金日額） × 入院日数	10,000円 （入院給付金日額） × 入院日数	
入院療養 給付金	入院給付金をお支払いする入院をされたとき	25,000円 （入院給付金日額×5）	50,000円 （入院給付金日額×5）	通算30回※3	
手術給付金 （20倍）※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	100,000円 （入院給付金日額×20）	200,000円 （入院給付金日額×20）	通算なし	
手術給付金 （5倍）※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	25,000円 （入院給付金日額×5）	50,000円 （入院給付金日額×5）	通算30回	
放射線治療 給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	50,000円 （入院給付金日額×10）	100,000円 （入院給付金日額×10）	通算なし （60日の間に1回）	

*特定疾病とは、『悪性新生物（がん）、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患・大動脈瘤等、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患』の生活習慣病等をいいます。

●対象となる特定疾病の詳細については「ご加入のみなさまへ」をご確認ください。

●骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険（団体型）への加入日（*）からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎりず。

（*）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

ただし、ニッセイ医療保険（無配当）から総合医療保険（団体型）への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取のための入院・手術であってもお支払い対象となります。（この場合、継続加入時におけるニッセイ医療保険（無配当）または総合医療保険（団体型）の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。）

※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数（回数）を通算します。

※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。

※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。

※4 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。

〈対象外の手術の例〉…「創傷処理」「皮膚切開術」等

また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

この場合、手術給付金（20倍）をお支払いするときは、手術給付金（5倍）のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記（※1～※4）等の制限事項の詳細については、【当パンフレット】「給付金のお支払事由」、「法令等の改正に伴う変更」、「注意喚起情報」「給付金をお支払いしない主な場合」、ならびに「ご加入のみなさまへ」を必ずご確認ください。

☑ 取扱内容

加入資格

○以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

ご加入の申込みをされる方は必要事項を記入・押印のうえ「申込書兼告知書」を勤務先のとくきゅうグループ団体保険担当窓口へご提出ください。

《本人》公的医療保険制度に加入している東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の方で新規加入は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。（昭和30年1月2日生～平成23年1月1日生）継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。

《配偶者》東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）と生計を一にする配偶者の方で新規加入は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。

《こども》東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）と生計を一にするこどもで年齢22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格があるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。

定年退職後の継続加入について

○定年退職者または関連会社（当契約の募集対象ではない企業）へ転籍した方（*）で「総合医療保険（団体型）」に1年以上継続して加入されている役員・従業員およびその配偶者・こどもは次のとおり継続加入いただくことができます。
（*）転籍先企業に他の団体保険制度がないことが条件となります。

以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

・本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢80歳6カ月まで継続加入することができます。

・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢80歳6カ月まで継続加入することができます。

・こどもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。

※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。
※勤務先により、お取扱いできない場合がございます。詳しくは、勤務先のとくきゅうグループ団体保険担当窓口まで、お問合せください。

<ご注意>

（1）ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

（2）本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）

（3）配偶者・こどものみで加入することはできません。

（4）配偶者は本人と同額もしくはそれ以下、こどもは本人（配偶者が加入している場合は配偶者）と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

（5）保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。

（6）本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。

定年退職以外の退職後のお取扱い

○保険期間の途中で退職される方で、希望のある場合にかぎり、残りの保険料を一括して払込みいただければ、退職直後の更新日の前日（9月末日）まで継続加入できます。定年退職者または関連会社（当契約の募集対象ではない企業）へ転籍した方は、「定年退職後の継続加入について」をあわせてご確認ください。

保険期間

○今回の追加加入の保険期間は効力発生日～令和7年9月30日までです。
以降は毎年10月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

○本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。

○更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。

○配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。

①本人の脱退日・死亡日

②加入資格を失われた日

③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日

○この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金します。（例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。）

受取人

○本人（主たる被保険者）・配偶者・こどもの入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金の受取人は本人（主たる被保険者）です。

配当金

○1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。

○脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

配当還元率に記載の保険期間は、以下のとおりです。

令和6年度（保険期間：令和5年10月1日～令和6年9月30日）

令和5年度（保険期間：令和4年10月1日～令和5年9月30日）

令和4年度（保険期間：令和3年10月1日～令和4年9月30日）

令和3年度（保険期間：令和2年10月1日～令和3年9月30日）

過去4年間の配当還元率（年間払込保険料に対する配当金の割合です。）

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
約22.8%	約9.3%	約16.5%	約22.3%

※ただし、これは過去4年間の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

●配当金のお支払い時期・お支払い方法については、所属企業の担当窓口までお問合せください。

制度運営および引受保険会社

○当制度は東急株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付総合医療保険(団体型) 契約に基づいて運営します。

【引受保険会社】 日本生命保険相互会社

制度内容の変更

○東急株式会社の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

法令等の改正に伴う変更

○この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下、「お支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

（ご注意）

給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は「ご加入のみなさまへ」をご覧ください。

税務上のお取扱い

<保険料>

○この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、介護医療保険料控除の対象です。

※生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)

※介護医療保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等に必ずご確認ください。

※当医療保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当医療保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

<給付金>

○入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金は、主たる被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、令和6年10月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

☑ 個人情報の取扱いに関する東急株式会社と引受保険会社からのお知らせ

○この保険契約は、東急株式会社（以下、「会社」といいます。）を保険契約者とし、会社および会社の子会社（以下、「子会社」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、会社および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、会社がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。会社および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

○引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、会社、子会社等へその目的の範囲内で提供します。

○また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き会社、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

☑ ご相談窓口等

○ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。）

<団体お問合せ先>

東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム TEL 0120-953-809（通話料無料）

<日本生命お問合せ先>

日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925（通話料無料）

※お問合せの際には、記号証券番号（900-95124）をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3を除く。）】

「障がい」の表記

当パンフレット（「医療保険」部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

給付金のお支払事由

【入院給付金】

○お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合にかぎりります。

①加入日（*）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、1泊2日以上継続して入院をされた場合

※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎりります。

②骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、1泊2日以上継続して入院をされた場合

※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後の入院にかぎるものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けられることを要します。

ただし、ニッセイ医療保険(無配当)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取術のための入院であってもお支払対象となります。(この場合、継続加入時におけるニッセイ医療保険(無配当)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎりります。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日を行い、増額部分については(加入日)を(増額日)と読替えます。以下、「加入日(*)」については同じ内容を表しています。

○お支払いは、1回の入院について124日、通算して1,095日を限度とします。

※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。

○複数回の入院をされた場合、入院給付金の型に応じて、以下のようにお取扱いいたします。

<基本型の場合>

入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

<特定疾病倍額型の場合>

①特定疾病を直接の原因とする入院の場合

入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

②不慮の事故による傷害または特定疾病以外の疾病等を直接の原因とする入院の場合

入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

※なお、①②の入院を別々にされた場合、各々1回の入院とみなします。

・特定疾病を直接の原因として入院された場合、入院1日につき入院給付金日額を2倍にして計算した金額とします。

【入院療養給付金】

○お支払いは、入院給付金をお支払いする入院をされた場合にかぎりります。

○すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。

○お支払いは、通算30回を限度とします。

※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【手術給付金(20倍)】

○お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ1泊2日以上継続した入院中に次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎりります。

①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合

※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎりります。

②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合

※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。

ただし、ニッセイ医療保険(無配当)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。

(この場合、継続加入時におけるニッセイ医療保険(無配当)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎりります。

○同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

【手術給付金(5倍)】

○お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ外来または日帰り入院中に、次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎりります。

①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合

※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎりります。

②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合

※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。

ただし、ニッセイ医療保険(無配当)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。

(この場合、継続加入時におけるニッセイ医療保険(無配当)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎりります。

○同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

○お支払いは、通算30回を限度とします。

※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【放射線治療給付金】

○お支払いは、加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の手術を受けられた場合にかぎりります。

○お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎりります。

○すでに放射線治療給付金のお支払事由に該当している場合、放射線治療給付金をお支払いすることとなった最後の手術日からその日を含めて60日経過後に受けられた手術がお支払いの対象となります。



とうきゅうグループ団体保険

3大疾病保険 [3大疾病保障保険(団体型)] 商品内容のご説明

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。

原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- ◎ 3大疾病 [がん・急性心筋梗塞・脳卒中] に備える一時金の保障
- ◎ 死亡保障

当パンフレット(「契約概要」(P41~P44)・「注意喚起情報」(P45~P46)を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄
- 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

● 申込締切日

令和7年4月11日(金)

● 効力発生日

令和7年7月1日(火)

この機会をお見逃しなく!

提出先 勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口 経由 東急保険コンサルティング株式会社

当パンフレットには東急株式会社と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項説明書が含まれております。P13の二次元コードより、「正しく告知いただくために」とあわせてお申込み前に必ずお読みください。配偶者・ごどものお申込みの際は、プリントアウト等にてお渡しのうえ、ご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

保障額と保険料

(保険料の単位:円)

対象	コース	死亡保険金・3大疾病保険金	上皮内新生物診断保険金	性別	月払保険料			
					満年齢			
					15歳~19歳	20歳~24歳	25歳~29歳	30歳~34歳
本人	A	500万円	50万円	男性	945	1,110	1,175	1,350
				女性	870	955	1,165	1,560
	B	400万円	40万円	男性	756	888	940	1,080
				女性	696	764	932	1,248
	C	300万円	30万円	男性	567	666	705	810
				女性	522	573	699	936
	D	200万円	20万円	男性	378	444	470	540
				女性	348	382	466	624
	E	100万円	10万円	男性	189	222	235	270
				女性	174	191	233	312

- 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は6月給与から)
- 上記は確定保険料です。ただし、保険料は毎年の更新日に再計算し適用します。また、保険料は直近更新日時時点の満年齢でご確認ください。
- 上記は本人(満年齢15歳から34歳)の保障額と保険料のみを表示しております。配偶者・ごどもとの保障額と月払保険料および本人(満年齢35歳以上)の月払保険料については事務局(東急保険コンサルティング(株))までご照会ください。
- 当パンフレットにおける年齢は満年齢で記載しております。
- ※「満年齢」は、更新日時時点での被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。

事務局 東急保険コンサルティング(株) 引受保険会社 日本生命保険(相)

・お問合せ先はP25の「お問合せ先」にてご確認ください。

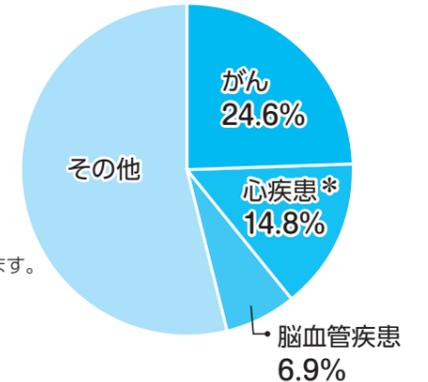
この保険の特徴

- ◆ 3大疾病 [がん・急性心筋梗塞・脳卒中] に備える一時金の保障
- ◆ 死亡保障

死亡の原因

死因の1位はがんで、がん・心疾患*・脳血管疾患で死因の約半数を占めています。

*高血圧性を除く
厚生労働省「令和4年(2022)人口動態統計(確定数)の概況」
※当データの疾患は、当保険における保険金の支払事由の対象となる疾患と異なる場合があります。



がん部位別5年生存率の状況

がんの5年生存率(その後の5年間で生存する割合)は、診断から5年後に生存している方(5年サバイバー)でみると、診断時よりも高くなる傾向にあります。

15~99歳男女の部位別サバイバー5年相対生存率(2002-2006年追跡例) (単位:%)

性別	診断時	5年サバイバー					
		胃	結腸	直腸	肝臓	肺	前立腺
男性	63.3	96.8	97.2	92.7	38.0	79.4	89.2
女性	60.3	96.5	96.1	94.4	38.4	84.2	90.5

※サバイバー… 診断から一定年数後生存している方をいいます。
※5年サバイバーの5年生存率… 診断から5年後に生存している方に限って算出した、その後の5年間(診断からは合計10年後)の生存者の割合です。

出典: Long-term survival and conditional survival of cancer patients in Japan using population-based cancer registry data. Cancer Science 2014; 105: 1480-6.

参照

保障内容に関する詳細や制限事項については

「契約概要」の「主な保障内容」(P42)
「注意喚起情報」の「保険金をお支払いしない主な場合」(P45)
「制度の詳細とその他取扱い」(P47~P53)

を必ずご確認ください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



ご契約の概要について（契約概要）

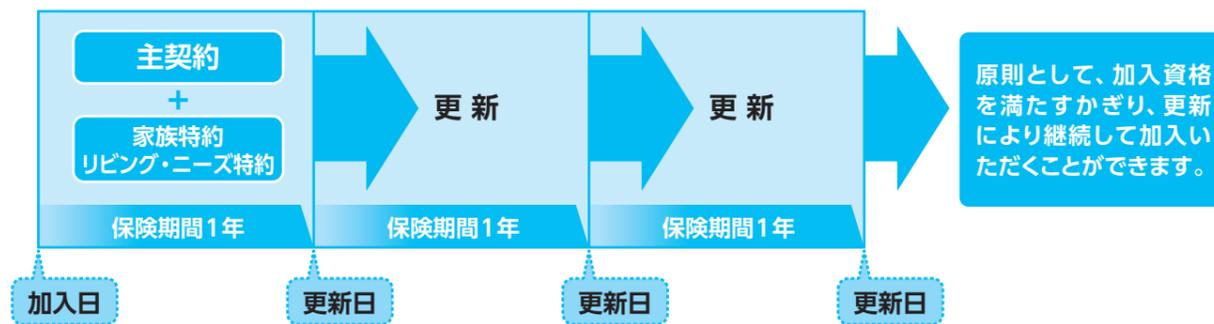
3大疾病保障保険（団体型）

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。
 お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
 また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。
 その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の所定の3大疾病・死亡に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。

しくみ図（イメージ）



保険期間

保険期間	効力発生日～令和7年9月30日まで	更新日	毎年10月1日（保険期間1年で更新）
------	-------------------	-----	--------------------

主な保障内容

主契約および家族特約

● 被保険者が保険期間中に次のお支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。

	お支払事由	お支払額	
3大疾病 保険金	①がん (悪性新生物)	加入日(*)前を含めて初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき (加入日(*)から90日以内に診断確定された場合を除く)	保険金額
	②急性心筋梗塞	加入日(*)以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき (2)急性心筋梗塞の治療のための手術を受けたとき	
	③脳卒中	加入日(*)以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき (2)脳卒中の治療のための手術を受けたとき	
上皮内新生物 診断保険金	加入日(*)前を含めて初めてがん(上皮内新生物等)と診断確定されたとき (加入日(*)から90日以内に診断確定された場合を除く)	保険金額 の10%	
死亡保険金	死亡されたとき	保険金額	

※3大疾病保険金・死亡保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
 ※3大疾病保険金と死亡保険金を重複してお支払いすることはありません。
 ※上皮内新生物診断保険金をお支払いした後も、3大疾病保険金・死亡保険金はお支払いの対象となります。
 ※がんの診断確定とは、がんに関し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたことをいいます。
 ※急性心筋梗塞、脳卒中を発病しただけでは支払事由に該当せず、3大疾病保険金はお支払いできません。
 ※所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。
 ※上皮内新生物診断保険金は1回かぎりのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回かぎりです。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

「がん」の表記について	「がん(悪性新生物)」は、「別表1 対象となる悪性新生物」に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」は含みません。 「がん(上皮内新生物等)」は、「別表4 対象となる上皮内新生物等」に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」をいいます。 「がん」は「がん(悪性新生物)」と「がん(上皮内新生物等)」をあわせたものをいいます。
-------------	---

リビング・ニーズ特約

	お支払事由	お支払額
リビング・ニーズ 特約の 特約保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	死亡保険金のうち、 保険金の受取人が指定した保険金額

※保険料の追加負担はありません。
 ※保険金のご請求額はご加入の保険金額内であれば、ご請求時に100万円単位で自由に設定できます。

参照 保障内容に関する詳細や制限事項については 「注意喚起情報」の「保険金をお支払いしない主な場合」(P45) 「制度の詳細とその他取扱い」(P47～P53) を必ずご確認ください。

☑ 取扱内容

加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

ご加入のお申込みをされる方は必要事項を記入・押印のうえ「申込書兼告知書」を勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口へご提出ください。

〈本人〉 東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の方で
新規加入は、年齢満15歳以上満70歳以下の方。
継続加入は、年齢満79歳以下の方。

〈配偶者〉 東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の配偶者の方で
新規加入は、年齢満18歳以上満70歳以下の方。
継続加入は、年齢満79歳以下の方。

〈子ども〉 東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の扶養する子ども（*）で年齢満15歳以上満22歳以下の方。
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
この場合、保障額は同一となります。
（*）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

定年退職後の継続加入について

- 定年退職者または関連会社（当契約の募集対象ではない企業）へ転籍した方（*）で、3大疾病保険に1年以上継続して加入されている役員・従業員およびその配偶者・子どもは次のとおり継続加入いただくことができます。
（*）転籍先企業に他の団体保険制度がないことが条件となります。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
 - ・本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢満79歳まで継続加入することができます。
 - ・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満79歳まで継続加入することができます。
 - ・子どもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満22歳まで継続加入することができます。
- ※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。
- ※勤務先により、お取扱いできない場合がございます。詳しくは、勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口まで、お問合せください。

<ご注意>

- ①ご加入後に病気になるられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
- ③配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ④配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤保険期間中に本人に対する3大疾病保険金が支払われた場合や、本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- ⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。
- ⑦被保険者が余命6カ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が申込時に知っていた場合、その被保険者にはリビング・ニーズ特約の効力は生じません。

定年退職以外の退職後のお取扱い

- 保険期間の途中で退職される方で、希望のある場合にかぎり、残りの保険料を一括して払込みいただければ、退職直後の更新日の前日（9月末日）まで継続加入できます。定年退職者または関連会社（当契約の募集対象ではない企業）へ転籍した方は、「定年退職後の継続加入について」をあわせてご確認ください。

配当金

- この保険契約には、払込みいただいた保険料に対する配当金はありません。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は東急株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付リビング・ニーズ特約付3大疾病保障保険（団体型）契約に基づいて運営します。
[引受保険会社] 日本生命保険相互会社

受取人

- 3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金の受取人について：
被保険者が本人・配偶者の場合、被保険者ご自身です。
被保険者が子どもの場合、本人です。
- 死亡保険金の受取人について：
被保険者が本人の場合、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
被保険者が配偶者・子どもの場合、本人です。

指定代理請求人によるご請求

- 被保険者が保険金の受取人の場合で、保険金の受取人が保険金をご請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求できます。
- 被保険者は、あらかじめ指定代理請求人をご指定ください。
- 指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる場合	保険金の受取人が保険金をご請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険金のご請求の意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合 ・引受保険会社が認める傷病名を知らされていない場合 ・その他保険金をご請求できない特別な事情があると引受保険会社が認めた場合
指定代理請求人の範囲	以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。 <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者と次の関係にある人 <ul style="list-style-type: none"> ㊦戸籍上の配偶者 ㊧直系血族 ㊨兄弟姉妹 ㊩前㊦㊧のほか、同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ②上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人 <ul style="list-style-type: none"> ㊪同居または生計を一にしている人 ㊫財産管理を行っている人 ㊬死亡保険金受取人 ㊭その他前㊦～㊬までに掲げる人と同等の関係にある人 なお、保険金のご請求時においても、この範囲内であることを要します。
代理請求できる保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・3大疾病保険金 ・上皮内新生物診断保険金 ・リビング・ニーズ特約の特約保険金

- 被保険者は、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更できます。
- 被保険者は、指定代理請求人を指定されている場合、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。
- 指定代理請求人をご指定の場合、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金とも同一のご指定となります。
- 本人が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定されたものとし、その場合の指定代理請求人は本人となります。なお、子どもは指定代理請求人を指定できません。
- 指定代理請求人として保険金をご請求できない場合があります。故意に保険金の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金の受取人をご請求できない状態にした方は、指定代理請求人として保険金をご請求できません。
- 保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金をご請求されてもお支払いできません。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、P53をご確認ください。

特に注意いただきたい事項について（注意喚起情報）

3大疾病保障保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入（*）のお申込みの際に特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。なお、保険金をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。
（*）保険金額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

○この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（*）のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入（*）のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

○告知義務に違反された場合は、ご加入（*）を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

○後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

参照

告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入を承諾した場合、令和7年7月1日（加入日）から保険契約上の責任を負います。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（*）を承諾する権限がありません。

高度障がい保険金等について

○この保険には、所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

保険金をお支払いしない主な場合

○次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約および家族特約】

- 次のいずれかによる場合
 - ・加入日（*）前または加入日（*）からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定されているとき
 - ・急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いについて、原因となる疾病が加入日（*）前に生じているとき
- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日（*）からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【リビング・ニーズ特約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

参照

保険金をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人が加入資格を失われた場合には、本人は保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人が脱退・死亡された場合は、本人の脱退日・死亡日、本人について3大疾病保険金が支払われた場合は、本人が3大疾病保険金の支払事由に該当した日、本人の死亡保険金の全部がリビング・ニーズ特約の特約保険金として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、そのお支払いに必要な書類が引受保険会社に到着した日
 - ②配偶者が加入資格を失われた場合は、その日
 - ③子どもが加入資格を失われた場合は、次の更新日の前日
- 脱退された場合、この保険契約の保障は終了します。保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金します。（例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。）

制度内容の変更

- 東急株式会社の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付加特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、東急株式会社経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに東急株式会社のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、ニッセイのホームページをご参照ください。

〈ニッセイホームページ〉

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

指定代理請求人によるご請求に関する留意事項

- 3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金・リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求することができます。詳しくは「契約概要」の「指定代理請求人によるご請求」の項目に記載しておりますので、ご確認ください。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、指定代理請求人に対しお支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、P53をご確認ください。

更に詳しい内容について
(制度の詳細とその他取扱い)

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上の取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

☑ 保険金のお支払事由

●主契約および家族特約

3大疾病保険金	<p>○被保険者が次の①から③までのいずれかに該当されたとき</p> <p>①被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、加入日(*)前を含めて初めて悪性新生物(別表1)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき (病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ。) ※他の所見による診断確定として、例えば、肝臓がん等、多くの臨床経験から専門医の合意により確立された最新のガイドラインに基づき、他の所見による診断確定を基準としているがんについて、画像診断による診断確定を認めることがあります。</p> <p>②被保険者が加入日(*)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき (ア)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき (イ)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき</p> <p>③被保険者が加入日(*)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき (ア)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (イ)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき</p> <p>○この保険契約の全部または一部が更新されない場合で、被保険者がその被保険者についての保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に上記②(ア)または③(ア)の診断を受けたときは、引受保険会社はその被保険者についての保険期間満了の日に診断を受けたものとみなして3大疾病保険金をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ご注意</p> <p>○3大疾病保険金と死亡保険金は、同一の被保険者についていずれか一方のみのお支払いとなります。3大疾病保険金をお支払いする前にその被保険者について死亡保険金の請求を受け、死亡保険金をお支払いするときは、引受保険会社は、3大疾病保険金をお支払いできません。</p> <p>○3大疾病保険金をお支払いした場合、この保険契約のその被保険者に対する部分は、3大疾病保険金の支払事由に該当したときから、消滅したものとします。3大疾病保険金をお支払いした場合、その支払い後にその被保険者について死亡保険金の請求を受けても、引受保険会社は、死亡保険金をお支払いできません。</p> </div>
上皮内新生物診断保険金	<p>○被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、加入日(*)前を含めて初めて上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物(別表4)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ご注意</p> <p>○上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物と診断確定された場合でも、悪性新生物(別表1)、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡についての保障は継続します。</p> <p>○上皮内新生物診断保険金は、同一の被保険者について1回かぎりのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回かぎりです。</p> </div>
死亡保険金	<p>○被保険者が保険期間中に死亡されたとき</p>

(*) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

●リビング・ニーズ特約

リビング・ニーズ特約の特約保険金	<p>○被保険者が保険期間中にその余命が6カ月以内と判断されるとき</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ご注意</p> <p>○リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払い前にその被保険者について死亡保険金または3大疾病保険金が支払われるときには、リビング・ニーズ特約の特約保険金は支払いません。この場合、死亡保険金または3大疾病保険金の受取人からご請求ください。</p> <p>○余命6カ月以内の判断は、引受保険会社が行います。余命6カ月以内の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは引受保険会社が確認を行った結果に基づいて行います。余命6カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることをいいます。</p> <p>○死亡保険金の全部をお支払いした場合、請求日に、この保険契約のその被保険者に対する部分は消滅したものとします。死亡保険金の一部をお支払いした場合、保険金額は保険金の受取人が指定した保険金額分について、請求日に減額されたものとします。</p> <p>○特約保険金は同一の被保険者について1回かぎりのお支払いとなります。</p> </div>
-------------------------	--

別表1 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00 ~ C14
消化器の悪性新生物	C15 ~ C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30 ~ C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40 ~ C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43 ~ C44)のうち	
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45 ~ C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51 ~ C58
男性生殖器の悪性新生物	C60 ~ C63
腎尿路の悪性新生物	C64 ~ C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69 ~ C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73 ~ C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76 ~ C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81 ~ C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)のうち	
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号	
／3	・・・悪性、原発部位
／6	・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表2 対象となる急性心筋梗塞

対象となる急性心筋梗塞とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

表1 対象となる急性心筋梗塞の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

表2 対象となる急性心筋梗塞の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20～I25)のうち	
	急性心筋梗塞	I21
	再発性心筋梗塞	I22

別表3 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

表1 対象となる脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障がいされることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
脳卒中	脳血管疾患(I60～I69)のうち	
	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表4 対象となる上皮内新生物等

1. 対象となる上皮内新生物等とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43～C44)のうち 皮膚のその他の悪性新生物 上皮内新生物	C44 D00～D09

2. 上記1において「上皮内新生物等」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

(1) 皮膚のその他の悪性新生物(C44)

第5桁性状コード番号	
/3	・・・悪性、原発部位
/6	・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9	・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2) 上皮内新生物(D00～D09)

第5桁性状コード番号	
/2	・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
 なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

- ① 開頭術
- ② 開胸術
- ③ ファイバースコープ手術
- ④ 血管・バスケットカテーテル手術

☑ 保険金をお支払いしない場合等（詳細）

がんについて保険金をお支払いしない場合

- がんが診断確定される時期によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

がんに対する保障のイメージ

- がんに対する保障については、ご加入（*1）日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。（急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については、ご加入（*1）日から保障を開始します。）



●がん（悪性新生物）と診断確定されてもお支払いできない場合

- 被保険者がご加入（*1）前にがん（悪性新生物）と診断確定されていた場合、3大疾病保険金はお支払いできません。この場合、ご加入（*1）日以後に新たにがん（悪性新生物）と診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません（*2）。ただし、急性心筋梗塞、脳卒中、がん（上皮内新生物等）、死亡については保障します。
- 被保険者が不担保期間にがん（悪性新生物）と診断確定された場合、3大疾病保険金はお支払いできません。不担保期間が経過した後に、新たにがん（悪性新生物）と診断確定された場合には、3大疾病保険金の支払対象となります。ただし、不担保期間が経過した後にがん（悪性新生物）と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん（悪性新生物）の再発・転移等と認められるときは、3大疾病保険金はお支払いできません。

●がん（上皮内新生物等）と診断確定されてもお支払いできない場合

- 被保険者がご加入（*1）前にがん（上皮内新生物等）と診断確定されていた場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。この場合、ご加入（*1）日以後に新たにがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません（*3）。ただし、がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については保障します。
- 被保険者が不担保期間にがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。不担保期間が経過した後に、新たにがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合には、上皮内新生物診断保険金の支払対象となります。ただし、不担保期間が経過した後にがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん（上皮内新生物等）の再発・転移等と認められるときは、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

- （*1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- （*2）不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません。
- （*3）不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

3大疾病保険金

- 急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いは、その原因となる疾病がご加入（*1）日以後に生じた場合にかぎりあります。（原因となる疾病がご加入（*1）前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
- したがって、原因となる疾病がご加入（*1）前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金はお支払対象となりません。

死亡保険金

- 引受保険会社は、被保険者が次のいずれかにより死亡された場合には、死亡保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（*1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者の故意。
 - ・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。（*4）

- （*4）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が小さいと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

リビング・ニーズ特約の特約保険金

- 引受保険会社は、リビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いしません。

- ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意。
- ・戦争その他の変乱。（*5）

- （*5）ただし、戦争その他の変乱によって余命が6カ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニーズ特約の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニーズ特約の特約保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

すべての保険金

- 次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

告知義務違反による解除の場合

ご加入（*1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（*1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

重大事由による解除の場合

- 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。
- ① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
 - ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
 - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - （ロ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - （ハ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - （ニ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

☑ 税務上のお取扱い

<保険料>

- 主契約および家族特約の保険料は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)
※一般生命保険料控除の対象となる保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当3大疾病保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当3大疾病保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

<保険金>

- 3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金
被保険者が受取人の場合、非課税です。
※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。
- 死亡保険金
《 本人 》 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
《配偶者・子ども》 本人が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
- リビング・ニーズ特約の特約保険金
被保険者が受取人の場合、非課税です。
※特約保険金をお受取り後、受取人（被保険者）が死亡した場合、受取った保険金に残余があれば、その部分は相続財産として相続税の課税対象となります。

税務の取扱い等について、令和6年10月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

☑ 個人情報の取扱いに関する東急株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、東急株式会社（以下、「会社」といいます。）を保険契約者とし、会社および会社の子会社（以下、「子会社」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、会社および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、会社がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。
会社および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、会社、子会社等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き会社、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
(注) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人および指定代理請求人の個人情報の取扱いについて～
指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人（以下、「受取人および代理人」といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

☑ ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)
- <団体お問合せ先>
東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム TEL 0120-953-809 (通話料無料)
- <日本生命お問合せ先>
日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925 (通話料無料)
※お問合せの際には、記号証券番号(939-9)をお知らせください。
【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)]
- <指定紛争解決機関>
○この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
○一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

「障がい」の表記
当パンフレット（「3大疾病保険」部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

日本-団-2024-707-12375-M(R7.1.20)

MEMO

あなたによりそうがん保険 ミライト

「がん」に備えるなら

診断給付金額・治療給付金額をお選びいただけます!

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト

幅広くがんに対する備えを提供する 「がん保険」新登場!!

△ 上皮内新生物は保障の対象外となります。

		充実プラン	基本プラン	保険期間
診断	診断給付金	がん・上皮内新生物と診断確定されたとき 一時金として がん 100万円 上皮内新生物 100万円 <small>(※1)</small>	がん 一時金として がん 50万円 上皮内新生物 50万円 <small>(※1)</small>	終身
	治療	がん・上皮内新生物の治療を目的として、入院をしたとき・所定の手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療・ホルモン療法・緩和療養を受けたとき 該当した月ごと がん 10万円 [ホルモン療法 のみの場合] 5万円	該当した月ごと がん 5万円 [ホルモン療法 のみの場合] 2.5万円	
入院	がん・上皮内新生物の治療を目的とする入院をしたとき 1日につき 5,000円	1日につき 5,000円		
通院	がん・上皮内新生物の治療を目的とする所定の通院をしたとき 1日につき 5,000円	1日につき 5,000円		

さらにニーズにあわせて特約を付加して、保障を強化

				保険期間
女性がん特約	女性特定ケア給付金	1回につき	20万円	10年更新
	乳房再建給付金	1乳房につき 1回ずつ	50万円	
がん要精検後精密検査保障特約	要精検後精密検査給付金	所定のがんの検診を受診し、医師の要精密検査の判定により精密検査を受けたとき	検診ごとに 1年に1回	2万円 10年更新
診断給付金複数回支払特約	複数回診断給付金(1年型)	がん・上皮内新生物と診断確定された月の初日から1年以上経過後に入院または所定の治療を受けたとき	1回につき	診断給付金額と同額 終身
がん特定治療保障特約	特定保険外診療給付金(※2)		該当した月ごと	50万円 10年更新
	がんゲノムプロファイリング検査給付金		該当した月ごと	10万円
がん先進医療・患者申出療養特約	がん先進医療・患者申出療養給付金	先進医療・患者申出療養にかかる技術料のうち		自己負担額と同額 (通算2,000万円まで) 10年更新
	がん先進医療・患者申出療養一時金		一時金として 1年に1回	15万円 10年更新
外見ケア特約	外見ケア給付金	①顔・頭部の手術 ②手足の切断術	①②それぞれ1回ずつ	20万円 10年更新
		頭髪の脱毛症状	1回限り	10万円
治療後生活サポート保障特約	治療後生活サポート給付金	治療給付金の支払事由に該当した後、支払判定期間中にがんによる治療給付金の支払いがなかったとき	支払判定期間ごとに1回	治療給付金額と同額 終身
がん診断保険料払込免除特約	上皮内新生物保障特別付き	がん・上皮内新生物と診断確定されたとき		以後の保険料はいただきません (保障は継続します)

募集代理店 東急保険コンサルティング(株)

引受保険会社 アフラック 法人第二営業部

・お問合せ先はP25の「お問合せ先について」にてご確認ください。

月払保険料
【団体取扱】(単位:円)

「あなたによりそうがん保険 ミライト」左記プランの場合
解約払戻金無型 定額タイプ(がん診断保険料払込免除特約)なし 保険料払込期間:終身
(女性がん特約)(がん要精検後精密検査保障特約)(がん特定治療保障特約)
(がん先進医療・患者申出療養特約)(外見ケア特約)は10年更新

男性	あなたによりそうがん保険 ミライト				ご希望に応じて特約をプラス!							
	充実プラン	基本プラン	左記それぞれのプランに含まれます		がん要精検後精密検査保障特約	診断給付金複数回支払特約(特約の型:1年型)		がん特定治療保障特約	がん先進医療患者申出療養特約	外見ケア特約	治療後生活サポート保障特約	
			がん入院特約	がん通院特約		特約給付金額: 診断給付金額と同額	10万円				5万円	特約給付金額: 治療給付金額と同額
契約日の満年齢	100万円 10万円	50万円 5万円	がん 5,000円	がん 5,000円		100万円	50万円				10万円	5万円
18歳	2,060	1,265	255	215	ご契約 いただけ ません	880	440	27	94	17	190	95
19歳	2,125	1,300	260	215		900	450	27	94	17	190	95
20歳	2,170	1,330	265	225		920	460	27	94	17	200	100
21歳	2,240	1,375	275	235		960	480	27	94	18	200	100
22歳	2,330	1,430	285	245		980	490	27	94	18	200	100
23歳	2,410	1,475	295	245		1,020	510	27	94	18	210	105
24歳	2,500	1,530	305	255		1,060	530	27	94	18	220	110
25歳	2,585	1,580	310	265		1,080	540	28	94	19	230	115
26歳	2,680	1,635	315	275		1,120	560	28	94	19	240	120
27歳	2,760	1,685	325	285		1,160	580	29	94	19	250	125

女性	あなたによりそうがん保険 ミライト				ご希望に応じて特約をプラス!								
	充実プラン	基本プラン	左記それぞれのプランに含まれます		女性がん特約	がん要精検後精密検査保障特約	診断給付金複数回支払特約(特約の型:1年型)		がん特定治療保障特約	がん先進医療患者申出療養特約	外見ケア特約	治療後生活サポート保障特約	
			がん入院特約	がん通院特約			特約給付金額: 診断給付金額と同額	10万円				5万円	特約給付金額: 治療給付金額と同額
契約日の満年齢	100万円 10万円	50万円 5万円	がん 5,000円	がん 5,000円			100万円	50万円				10万円	5万円
18歳	2,245	1,335	200	225	61	ご契約 いただけ ません	1,040	520	28	94	18	190	95
19歳	2,285	1,355	200	225	61		1,080	540	29	94	19	200	100
20歳	2,340	1,390	205	235	61	343	1,100	550	30	94	19	200	100
21歳	2,445	1,450	210	245	61	351	1,140	570	31	94	20	200	100
22歳	2,500	1,485	215	255	61	360	1,180	590	33	94	20	210	105
23歳	2,580	1,535	225	265	61	369	1,200	600	35	94	20	220	110
24歳	2,665	1,585	230	275	61	379	1,220	610	38	94	21	230	115
25歳	2,760	1,640	235	285	61	388	1,260	630	41	94	23	240	120
26歳	2,845	1,690	240	295	61	398	1,300	650	44	94	24	240	120
27歳	2,930	1,740	245	305	61	409	1,320	660	48	94	25	250	125

(※1) 上皮内新生物給付割合は100%となります。

(※2) がん診療連携拠点病院等において、公的医療保険制度の対象とならない所定の手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療・ホルモン療法を受けたときにお支払いします。

- がん保険は保障の開始まで所定の待ち期間(保障されない期間)があります。
- (がん診断保険料払込免除特約)付きの保険料につきましてはお問い合わせください。
- 先進医療および患者申出療養は、厚生労働大臣が認める医療技術です。これらは医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。
- 保険期間が10年の特約は10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約および先進医療・患者申出療養の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
- 保険料の払方タイプは定額タイプ以外に払済タイプ(60歳払済)もお選びいただけます。払済タイプ(60歳払済)の保険料については、募集代理店へお問い合わせください。
- 記載している保険料・保障内容などは2025年3月17日現在のものです。

◎詳しくは「契約概要」等をご覧ください。

申込書記入要領

会社別加入一覧

生命保険

医療保険(更新型)

3大疾病保険

がん保険

医療保険(終身型)

団体総合生活補償保険

新しい形の医療保険 REASON

「病気・ケガ」に備えるなら

— 月額保障×サービスでつくる — 新しい形の医療保険 **REASON** New

— 生涯^(※1)続く病気やケガの保障の 「医療保険」新登場!!

(※1)一部の特約を除きます

		充実プラン	基本プラン	保険期間
治療費	治療給付金	病気・ケガによって、つぎのいずれかに該当したとき 入院(1か月型 ^(※2))入院をしたとき 入院中の手術(月数無制限)入院中に手術を受けたとき 放射線治療(月数無制限)放射線治療を受けたとき 外来手術(月数無制限)外来によって手術を受けたとき 10万円 外来手術のみに該当した月の場合 2.5万円	いずれかに該当した月ごとに1回 同月内に複数の支払事由に該当した場合でも、重複してお支払いしません。 5万円 外来手術のみに該当した月の場合 2.5万円	終身
	諸経費	疾病入院給付金 災害入院給付金 1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	
	通院給付金	入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的とする通院をしたとき 1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	

プラス おすすめの特約 病気・ケガによる先進医療を保障します

総合先進医療特約	先進医療給付金	1回につき	先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額(通算2,000万円まで)	10年更新
----------	---------	-------	-------------------------------------	-------

プラス さらにニーズにあわせて特約を付加して、保障を強化

女性疾病入院特約	女性疾病入院給付金	1日につき	5,000円	終身
----------	-----------	-------	--------	----

女性特定手術特約	女性特定手術給付金	1回につき	20万円	10年更新
	乳房再建給付金	1回につき	50万円	

三大疾病一時金特約 ^(※3)	三大疾病一時金	該当した年ごとに1回	50万円	終身
	上皮内新生物一時金(上皮内新生物一時金特別付き) 上皮内新生物給付割合100%の場合	該当した年ごとに1回	50万円	

三大疾病保険料払込免除特約	(上皮内新生物保障特別付き)	免除事由に該当したとき	以後の保険料はいただきません(保障は継続します)
---------------	----------------	-------------	--------------------------

募集代理店 東急保険コンサルティング(株)

引受保険会社 アフラック 法人第二営業部

・お問合せ先はP25の「お問合せ先について」にてご確認ください。

AF006-2025-0024 2月7日(270207)

月払保険料
【団体取扱】(単位:円)

「新しい形の医療保険 REASON」左記プランの場合
 定額タイプ 治療給付金の支払限度の型:1か月型(三大疾病保険料払込免除特約)なし 保険料払込期間:終身
 (総合先進医療特約)(女性特定手術特約)は10年更新)

男性	新しい形の医療保険 REASON		ご希望に応じて特約をプラス!	
	充実プラン	基本プラン	総合先進医療特約	三大疾病一時金特約 特約給付金額 50万円 上皮内新生物一時金特別付き (上皮内新生物給付割合100%)
18歳	1,830	1,355	97	1,135
19歳	1,857	1,377	97	1,165
20歳	1,889	1,404	97	1,195
21歳	1,920	1,430	97	1,225
22歳	1,951	1,456	97	1,260
23歳	1,987	1,487	97	1,290
24歳	2,019	1,514	97	1,320
25歳	2,056	1,546	97	1,360
26歳	2,093	1,578	97	1,395
27歳	2,129	1,609	97	1,440

女性	新しい形の医療保険 REASON		ご希望に応じて特約をプラス!			
	充実プラン	基本プラン	総合先進医療特約	女性疾病入院特約	女性特定手術特約	三大疾病一時金特約 特約給付金額 50万円 上皮内新生物一時金特別付き (上皮内新生物給付割合100%)
18歳	2,237	1,727	97	280	108	1,040
19歳	2,281	1,766	97	290	114	1,060
20歳	2,331	1,806	97	300	120	1,085
21歳	2,386	1,851	97	305	128	1,105
22歳	2,451	1,901	97	310	137	1,130
23歳	2,511	1,951	97	315	146	1,155
24歳	2,567	1,997	97	320	156	1,180
25歳	2,638	2,053	97	325	167	1,205
26歳	2,678	2,088	97	330	178	1,225
27歳	2,739	2,139	97	335	188	1,255

(※2)支払事由のうち、入院のみに該当した月は、1回の入院についての治療給付金をお支払いする月数に限度(1か月)があります。

(※3)三大疾病…がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患

- 特約の一部の保障には待ち期間(保障されない期間)があります。
- 〈三大疾病保険料払込免除特約〉付きの保険料につきましてはお問い合わせください。
- 先進医療とは厚生労働大臣が認める医療技術で、対象となる疾患・症状等および実施する医療機関が限定されています。これらは、随時見直され「先進医療」から除外された場合は保障の対象となりません。
- 保険期間が10年の特約は10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の年齢、保険料率によって決まります。
- アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療・患者申出療養の特約および先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
- 保険料の払方タイプは定額タイプ以外に払済タイプ(60歳払済)もお選びいただけます。払済タイプ(60歳払済)の保険料については、募集代理店へお問い合わせください。
- 記載している保険料・保障内容などは2025年3月17日現在のものです。

◎詳しくは「契約概要」等をご覧ください。

申込書記入要領

会社別加入一覧

生命保険

医療保険(更新型)

3大疾病保険

がん保険

医療保険(終身型)

団体総合生活補償保険



団体総合生活補償保険 (標準型) <あんさんぶる>



～日常生活の万が一のケガや賠償に備えましょう～

☑ **たとえばこんなとき、「あんさんぶる」がお役に立ちます。**

基本補償(天災危険補償・熱中症危険補償※1・特定感染症危険補償※1を含む)

例) 交通事故で死亡。



例) 地震による家具の転倒でケガをして入院。



例) 熱中症で後遺障害。



例) 特定感染症に罹患し入院。



身のまわりオプション 日常生活賠償※2【示談交渉サービス付(国内のみ)】オプションのみのご加入はできません。

自転車で他人にぶつかりケガをさせた。



キャッチボール中に他人にケガをさせた。



過ってお店の商品を壊した。



具体的な事故例

たとえば、近年話題となっている自転車事故によるリスクにも備えられます。

ご本人やご家族が自転車に乗っている時、万一步行者にケガをさせてしまい法律上の賠償責任を負ったら…あんさんぶるでは、身のまわりオプションの『日常生活賠償』をセットできるので安心です。



〈自転車での加害事故例〉

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。



高額賠償判例 **9,521万円**
2013年7月4日判決 神戸地方裁判所

ご存じですか!?

自転車保険の加入義務化について

自転車保険の加入を義務づける自治体が増えていきます。もしもに備えて『日常生活賠償』のセットがオススメです!

☑ 補償内容と保険料

おすすめプラン(天災あり)	基本補償(個人型)(1Q) 保険金額				オプション(A1) 保険金額	月払 保険料
	傷害死亡・ 後遺障害	傷害入院※3 支払限度日数 180日	傷害手術	傷害通院※3 支払限度日数 90日	日常生活賠償	
140万円・ 5.6万円～ 140万円 ケガのみ補償	1日につき 3,000円 ケガのみ補償	入院中の手術: 傷害入院保険金日額の 10倍 入院中以外の手術: 傷害入院保険金日額の 5倍 ケガのみ補償	1日につき 2,000円 ケガのみ補償	3億円 (免責金額なし)	920円	

割引率※ **最大37%**

(※団体割引30%、大口契約割引10%(傷害のみ))
なお団体割引、大口契約割引については、前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

※1 特定感染症危険補償については傷害死亡および傷害手術はお支払対象外となります。熱中症危険補償については傷害死亡保険金はお支払対象外となります。

※2 日常生活賠償は、本人がご加入いただくことで、本人の配偶者、本人またはその配偶者と同居の本人またはその配偶者の親族および別居の未婚の子までを被保険者(補償の対象者)とします。詳細は、P13に記載の二次元コードより、WEB版の重要事項説明書のP1をご確認ください。

※3 被保険者1名あたり、傷害入院保険金日額15,000円、傷害通院保険金日額10,000円が加入限度となります。既にご加入をされている他の傷害保険等との保険金日額の合計が加入限度を超えないようにご加入ください。

代理店・扱者 東急保険コンサルティング(株) 幹事保険会社 三井住友海上火災保険(株) 企業営業第三部第四課

・お問合せ先はP25の「お問合せ先」にてご確認ください。

申込締切日

令和7年4月11日(金)

中途加入補償期間

●令和7年7月1日午前0時から令和7年12月1日午後4時まで。
申込締切日以降にご加入を希望される場合は、代理店・扱者または、引受保険会社までお問い合わせください。

保険期間

●令和6年12月1日午後4時から令和7年12月1日午後4時までの1年間への中途加入の取扱いとなります。
申込締切日以降にご加入を希望される場合は、代理店・扱者または、引受保険会社までお問い合わせください。

第1回給与引去開始月

●令和7年6月

お申込人となれる方

●東急株式会社およびそのグループ会社(以下、「東急グループ各社」と記載します。)に勤務されている役員・従業員に限りです。

被保険者(補償の対象者)本人(*)

●東急グループ各社に勤務されている役員・従業員およびその家族(ご本人の配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟ご姉妹およびご本人と同居のご親族)です。
(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

申込方法

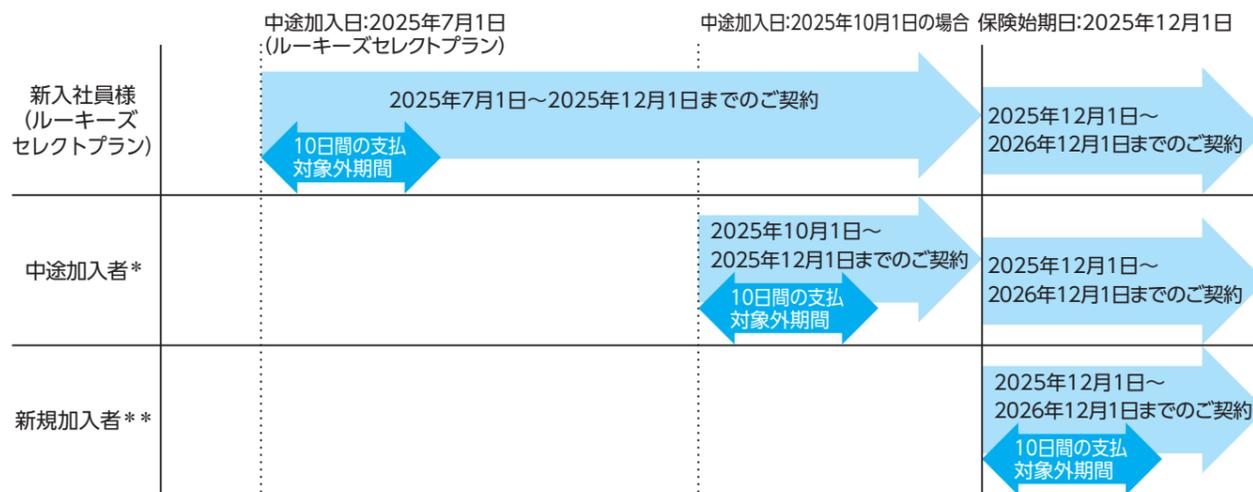
配布しました『東急グループ団体傷害保険「あんさんぶる」加入申込票』に、ご記入のうえ、ご提出ください。

〈自動継続の取扱いについて〉

今回ご加入いただく皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、次年度の募集においては今回ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

☑ 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約における補償対象外期間について

基本補償に含まれる特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約は初年度責任開始日*からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対して保険金をお支払いしません。



※新入社員様がルーキーズセレクトプランで「あんさんぶる」にご加入された場合、「あんさんぶる」の中途加入日が2025年7月1日となり、「あんさんぶる」にセットされている特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約の初年度責任開始日も2025年7月1日となります。2025年7月1日～2025年7月10日までの10日間については支払対象外期間となりますのでご注意ください。

ルーキーズセレクトプラン以外で2024年12月1日～2025年12月1日の保険期間途中で「あんさんぶる」にご加入された方は、中途加入日が特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約の初年度責任開始日となります。

なお、上図において中途加入者*の中途加入日は一例として2025年10月1日としております。

また、統一募集期間中に「あんさんぶる」に加入された新規加入者**の特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償の初年度責任開始日は2025年12月1日となります。

☑【あんさんぶる】引受ガイドライン

あんさんぶるでは、独自の引受ガイドラインを設定しており、引受ガイドラインに抵触した場合は、翌年度以降引受ができない等加入条件の制限をさせていただく場合がございます。
 なお、引受保険会社は次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を、代理店・扱者に提供することがあります。

区分	内容	補足	引受ガイドライン
A	モラルリスク	・飲酒運転等の法令違反 ・事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合など	基本的に翌年度以降の保険契約については、お引受けできません。また、保険金請求の内容によっては、総合的な判断によりお支払いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
B	その他、割引率維持の観点から右記事故に該当する場合	・通常の傷害事故に比べて通院日数が非常に多いと判断される事故で、引受保険会社より個別に加入内容について見直すよう、申し入れが行われた場合など	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、総合的な判断により現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。 ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

① 保険金をお支払いする場合に該当したときは、30日以内に代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

② 傷害保険金は、「医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に医師の治療を受けたご入院・ご通院等」に対してお支払いいたします。

③ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛（ギックリ腰を含む）につきましては、原則として他覚的所見が確認できる場合のみ保険金をお支払いいたします。

【注1】「他覚的所見が確認できる場合」とは、レントゲン・脳波・筋電図等の検査結果あるいは医師が客観的に把握できる理学的検査所見に異常があるものをいいます。

【注2】他覚的所見がある場合は検査結果を診断書に具体的に明記していただくよう医師にご依頼ください。（医師に他覚的所見の有無をご確認の上、診断書等の必要書類をご提出ください。）

☑ ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- ・保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
- ・保険金額（ご契約金額）
- ・保険期間（保険のご契約期間）
- ・保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。

内容をよくご確認ください。加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

3. 次に該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合

☑ 保険金のお支払等について

※印を付した用語については、P65～66の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

●基本補償（団体総合生活補償保険（標準型））

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金 ★傷害補償 （標準型） 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 （注1）傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注2）既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的所見のないもの* ●入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 ●P64の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 （標準型） 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
傷害入院 保険金 ★傷害補償 （標準型） 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、手術*を受けた場合（以下、この状態を「傷害手術」といいます。）	傷害手術保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害手術保険金日額 × 5 （注）1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限り、また、1事故に基づくケガ*については①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
	傷害手術 保険金 ★傷害補償 （標準型） 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 （注3）傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による後遺障害保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額× 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が発病*の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ●戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症 ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) など
特定感染症による入院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合(以下、この状態を「感染症入院」といいます。) ①入院*した場合 ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	傷害入院保険金日額×感染症入院の日数 (注1) 特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症入院に対しては、特定感染症による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてお支払いしません。 (注3) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてお支払いしません。	(特定感染症による後遺障害保険金と同じ)
特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症のため通院*された場合(以下、この状態を「感染症通院」といいます。)	傷害通院保険金日額×感染症通院の日数 (注1) 特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症通院に対しては、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院*された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてお支払いしません。 (注4) 特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてお支払いしません。	(特定感染症による後遺障害保険金と同じ)

●身のまわりオプション(団体総合生活補償保険(標準型)/日常生活賠償)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	① 保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を書したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ② 日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立ってしまったこと等が原因で電車等 ^(※1) を運行不能 ^(※2) にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅 ^(※3) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+ 判決により支払を命ぜられた訴訟費用 または判決日までの遅延損害金- 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額- [免責金額 ^(0円)] (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(自動セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
熱中症危険補償特約(自動セット)	保険期間中の急かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。

補償対象外となる運動等

山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動
(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
(※2) グライダーおよび飛行船は含みません。
(※3) 職務として操縦する場合は含みません。
(※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師*が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
(*) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

補償内容の留意事項

- 傷害事故に該当しないご症状の一例
傷害保険の補償対象となるケガは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。例えば身体への持続的・継続的作用によって生じた以下のご症状は急激性を満たさないため傷害保険の対象とはなりませんので、ご了承ください。
○テニス肘 ○ヘルニア ○靴ずれ ○日焼け など
- 傷害通院時の保険金についてのご注意
 - ・柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
 - ・1日の内で違うケガにより2か所以上の病院(診療科)へ通院した場合でも傷害通院保険金は重複してはお支払いしません。
 - ・病気とケガの関係について
病気により、ケガの回復が遅れた時は、病気の影響を医師に確認の上、傷害保険金を支払います。(たとえば、骨の折れやすくなる病気の骨粗鬆症等)

保険金をお支払いする場合に該当したときの手續

〈保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡〉

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

〈保険金支払いの履行期〉

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

- (*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- (*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

〈保険金のご請求時にご提出いただく書類〉

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社から求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社から求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

〈代理請求人について〉

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*1)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

- (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*1)」
- ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
 - ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

【※印の用語のご説明《50音順》】

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒
②ウイルス性食中毒
(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。) または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限ります。
・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療*に該当する診療行為(*2)
(*1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
(*2) ②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。
①一類感染症
②二類感染症
③三類感染症
④指定感染症(*)
(*) 指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

「上記①以外の配偶者^(*)または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

ご加入にあたってのご注意

●この保険は東急株式会社が発行する保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入を案内しております。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●〈引受保険会社〉

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

- 三井住友海上火災保険(株) (幹事会社) 58.6%
- 東京海上日動火災保険(株) 19.4%
- 損害保険ジャパン(株) 15.5%
- あいおいニッセイ同和損害保険(株) 6.5%

●〈経営破綻した場合等の保険契約者の保護について〉

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

とうきゅうグループ団体保険制度会社別加入一覧

社名	生命保険	医療保険	3大疾病保険	拠出型企業年金保険(Ⅱ)	がん保険	団体総合生活補償保険	団体長期障害所得補償保険	自動車保険	火災・地震保険
イ	(株)イーウェル	○	○	○	★	○	○	○	○
	(株)石勝エクステリア	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
	(株)石勝グリーンメンテナンス	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
	(株)伊豆今井浜東急ホテル	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
	(株)伊豆急ケーブルネットワーク	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○
	伊豆急行(株)	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○
	(株)伊豆急コミュニティー	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○
	(株)伊豆急ハウジング	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○
	伊豆急ホールディングス(株)	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○
	イツ・コミュニケーションズ(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
	(株)イメージスタジオ・イチマルキュー	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
	(株)インフィールド	○	○	○	★	○	○	○	○
ウ	上田交通(株)	○	○	○	○ ₃	×	○	×	×
	上田電鉄(株)	○	○	○	☆	○	×	×	×
	(株)上田東急REIホテル	○	○	○	☆	○	×	×	×
カ	(株)学生情報センター	○	○	○	★	○	○	○	○
	(株)金沢東急ホテル	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
	(株)関西東急ホテルズ	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
	(株)関東東急ホテルズ	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
キ	(株)京都東急ホテル	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
ク	(株)グランドオークゴルフクラブ	○	○	○	☆	○	○	○	○
ケ	(株)ケーブルテレビ品川	×	×	×	×	○	○	○	○
コ	学校法人五島育英会	○	○	○	×	×	×	×	×

○=加入可能
 ★=現在、加入者はいないが、5名以上の申込みがあった場合別冊の拠出型企業年金保険(Ⅱ)：ドリームライフ税制適格プランP4I表該会社として加入が可能
 ☆=現在、加入者はいないが、5名以上の申込みがあった場合別冊の拠出型企業年金保険(Ⅱ)：ドリームライフ税制適格プランP5II表該会社として加入が可能
 ×=加入不可
 ※拠出型企業年金保険(Ⅱ)：ドリームライフに加入可能の○の横の数字は払込満了日の種別を表しています。
 また別冊の拠出型企業年金保険(Ⅱ)：ドリームライフ税制適格プランはご希望の方のみお渡しております。
 詳細は東急保険コンサルティング株式会社までお問合せください。

社名	生命保険	医療保険	3大疾病保険	拠出型企業年金保険(Ⅱ)	がん保険	団体総合生活補償保険	団体長期障害所得補償保険	自動車保険	火災・地震保険
サ	(株)ザ・キャピトルホテル東急	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
	(株)札幌東急ホテルズ	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
シ	(株)SHIBUYA109エンタテイメント	○	○	○	☆	○	○	○	○
	渋谷地下街(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
	(株)下田東急ホテル	○	○	○	☆	○	○	○	○
	下田ロープウェイ(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○
	(株)じょうてつ	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
	(株)じょうてつケアサービス	○	○	○	☆	○	○	○	○
	(株)湘南コミュニティー	○	○	○	★	○	○	○	○
	(株)新宿東急ホテルズ	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○
ス	(株)スリーハンドレッドクラブ	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
セ	世紀東急工業(株)	○	○	○	×	○	○	○	○
	(株)セルリアンタワー東急ホテル	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
	(株)セントラルフーズ	×	×	×	×	○	○	○	○
タ	第一ビルサービス(株)	○	○	○	★	○	○	○	○
	(株)高松東急REIホテル	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
テ	(株)ティーアール・サービス	○	○	○	☆	○	○	○	○
	TFHD digital(株)	○	○	○	★	○	○	○	○
	(株)TCフォーラム	○	○	○	★	○	○	○	○
ト	東急(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
	東建産業(株)	○	○	○	×	○	○	○	○
	東光サービス(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○
	東光食品(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○
	(株)東光フローラ	○	○	○	☆	○	○	○	○
	(株)富山エクセルホテル東急	○	○	○	☆	○	○	○	○
東急イ	(株)東急イーライフデザイン	○	○	○	★	○	○	○	○
東急ウ	(株)東急ウィル	○	○	○	☆	○	○	○	○
	東急ウェルネス(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
東急エ	(株)東急エージェンシー	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
	(株)東急エージェンシービジネスサービス	○	○	○	☆	○	○	○	○
	(株)東急エージェンシープロミックス	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
東急カ	東急カード(株)	×	×	×	×	○	○	○	○
東急キ	(株)東急キッズベースキャンプ	○	○	○	☆	○	○	○	○
	東急軌道工業(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
東急ク	東急グリーンシステム(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
	(株)東急グルメフロント	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○

社名	生命保険	医療保険	3大疾病保険	拠出型企業年金保険(Ⅱ)	がん保険	団体総合生活補償保険	団体長期障害所得補償保険	自動車保険	火災・地震保険
東急ケ	東急建設(株)	○	○	○	×	○	○	○	○
東急コ	(株)東急コミュニティー	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
東急シ	東急ジオックス(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
	東急住宅リース(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
	東急少額短期保険(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○
東急ス	(株)東急ストア	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
	東急スポーツシステム(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
東急セ	東急セキュリティ(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
	(株)東急設計コンサルタント	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
	(株)東急セブンハンドレッドクラブ	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
東急ソ	(株)東急総合研究所	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○
東急タ	(株)東急タイム	×	×	×	×	○	○	○	○
東急テ	東急テックソリューションズ(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
	東急テクノシステム(株)	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○
	東急電鉄(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
		○	○	○	○ ₅	○	○	○	○
東急ハ	東急バス(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
	(株)東急パワーサプライ	○	○	○	☆	○	○	○	○
東急ヒ	(株)東急百貨店	×	×	×	×	○	○	○	○
	東急ビジネスサポート(株)	×	×	×	×	○	○	○	○
	東急ビルメンテナンス(株)	○	○	○	★	○	○	○	○
東急フ	東急ファイナンスアンドアカウンティング(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
	東急プロパティマネジメント(株)	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○
	東急不動産(株)	○	○	○	○ ₄	○	○	○	○
	東急不動産SCマネジメント(株)	○	○	○	★	○	○	○	○
	東急不動産キャピタル・マネジメント(株)	○	○	○	★	○	○	○	○
	東急不動産ホールディングス(株)	○	○	○	★	○	○	○	○
	東急不動産リート・マネジメント(株)	○	○	○	★	○	○	○	○
	(株)東急文化村	×	×	×	×	○	○	○	○

○=加入可能
 ★=現在、加入者はいないが、5名以上の申込みがあった場合P63のI表該会社として加入が可能
 ☆=現在、加入者はいないが、5名以上の申込みがあった場合P64のII表該会社として加入が可能
 ×=加入不可
 ※拠出型企業年金保険(Ⅱ)：ドリームライフに加入可能の○の横の数字は払込満了日の種別を表しています。
 詳細は東急保険コンサルティング株式会社までお問合せください。

社名	生命保険	医療保険	3大疾病保険	拠出型企業年金保険(Ⅱ)	がん保険	団体総合生活補償保険	団体長期障害所得補償保険	自動車保険	火災・地震保険
東急ホ	東急保険コンサルティング(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
	東急ホテルズ&リゾート(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
	(株)東急ホテル/パートナーズ	○	○	○	☆	○	○	○	○
東急メ	東急メディア・コミュニケーションズ(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○
東急モ	(株)東急モールズデベロップメント	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
東急ラ	東急ライフシア(株)	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○
東急リ	(株)東急Re・デザイン	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
	東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○
	東急リゾート(株)	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○
	東急リゾート&ステイ(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
	東急リニューアル(株)	○	○	○	×	○	○	○	○
	東急リネン・サプライ(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
	東急リパブル(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
	東急リパブルスタッフ(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
東急レ	(株)東急REIホテル・ウエスト	○	○	○	☆	○	○	○	○
	(株)東急レクリエーション	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
	(株)東急レクリエーションホテルズ	○	○	○	☆	○	○	○	○
ナ	(株)ながの東急百貨店	×	×	×	×	○	○	○	○
	(株)名古屋東急ホテル	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○
ハ	(株)博多エクセルホテル東急	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
	(株)白馬東急ホテル	○	○	○	☆	○	○	○	○
	(株)羽田エクセルホテル東急	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
フ	(株)ファイブハンドレッドクラブ	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
	(株)富士山三島東急ホテル	○	○	○	☆	○	○	○	○
ホ	北海道東急ビルマネジメント(株)	○	○	○	○ ₃	○	○	○	○
マ	(株)松江エクセルホテル東急	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
	(株)松山東急REIホテル	○	○	○	☆	○	○	○	○
ミ	宮古観光開発(株)	○	○	○	☆	○	○	○	○
	(株)宮古島東急ホテル&リゾート	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
ヨ	(株)横浜ベイホテル東急	○	○	○	○ ₂	○	○	○	○
ラ	ライフ&ワークデザイン(株)	○	○	○	○ ₁	○	○	○	○
リ	(株)リエネ	○	○	○	★	○	○	○	○

○=加入可能
 ★=現在、加入者はいないが、5名以上の申込みがあった場合P63のI表該会社として加入が可能
 ☆=現在、加入者はいないが、5名以上の申込みがあった場合P64のII表該会社として加入が可能
 ×=加入不可
 ※拠出型企業年金保険(Ⅱ)：ドリームライフに加入可能の○の横の数字は払込満了日の種別を表しています。
 詳細は東急保険コンサルティング株式会社までお問合せください。

令和7年4月1日現在

承認番号：A24-102028 承認年月：2025年2月

申込書記入要領
 会社別加入一覧
 生命保険
 医療保険(更新型)
 3大疾病保険
 がん保険
 医療保険(終身型)
 団体総合生活補償保険

当社では個別でのご相談を随時承っております。
専任の担当が皆さまのご都合にあわせて対応いたします。以下までお気軽にご連絡ください。



東急保険コンサルティング

東急保険

検索

本社

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-16-14
渋谷地下鉄ビル 4階
(渋谷駅地下 B1 出口直結)

0120-109-601

【営業時間】 10:00 ~ 17:00
(土日祝・年末年始および5月1日は休業)



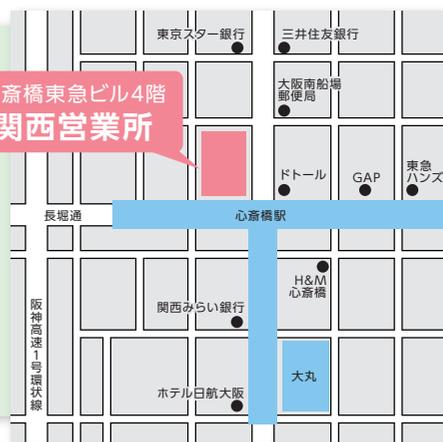
関西営業所

〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 4-4-3
心斎橋東急ビル 4階

0120-953-109

【営業時間】 10:00 ~ 17:00
(土日祝・年末年始および5月1日は休業)

心斎橋東急ビル4階
関西営業所



札幌営業所

〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌一条 1-1-8
じょうてつビル 3階

0120-769-109

【営業時間】 9:30 ~ 16:30
(土日祝・年末年始および5月1日は休業)

じょうてつビル3階
札幌営業所



「とくきゅうグループ団体保険」における個人情報の取扱いについて

東急保険コンサルティング株式会社(以下、「当社」)は、取得した個人情報を損害保険・生命保険・少額短期保険の代理店業務、銀行代理業及び金融商品仲介業に係る業務、相続支援に係る業務、集金及び支払の事務代行及びそれらに関連する業務の遂行に必要な範囲で利用します。また当社は、複数の保険会社、銀行及び金融商品取引業者(以下、「所属会社」といいます。)と業務の委託に関する契約を締結しており、取得した個人情報を所属会社の商品・サービスをご提供するために必要な範囲内で利用します。なお、当社の所属会社及び個人情報保護方針は、当社ホームページ(https://www.tokyu-hoken.co.jp/kojin_jyohou.html)をご確認ください。当社では、お問合せ・ご相談等に際して、内容を正確に把握するため、通話の録音により個人情報を取得することがあります。